

平成20年度

中津川市地域防災計画

～ 共通予防対策編～

中津川市防災会議

目 次

共 通 編

第 1 章 災害予防対策	1
第 1 項 自発的な防災活動の促進	1
第 1 節 防災思想の普及	1
第 2 節 自主防災組織の強化育成	4
第 3 節 ボランティア活動の環境整備	8
第 2 項 防災対策	10
第 1 節 土砂災害防止対策	10
第 2 節 河川対策	13
第 3 節 都市防災対策	15
第 4 節 都市排水路計画	18
第 5 節 防災街区対策	19
第 6 節 建築物対策	20
第 7 節 農地防災対策	23
第 8 節 ため池防災計画	24
第 9 節 林地防災対策	25
第 10 節 土地災害予防計画	26
第 11 節 公共施設等耐震化計画	27
第 3 項 避難対策	28
第 1 節 避難対策	28
第 2 節 地域別災害危険雨量等	32
第 4 項 危機管理対策	34
第 1 節 防災体制の確立	34
第 2 節 広域応援体制の確立	37
第 3 節 情報体制の確立	39
第 4 節 医療・救助・救護体制の確立	43
第 5 節 緊急輸送等の確立	45
第 6 節 防災訓練対策	46
第 5 項 緊急物資備蓄対策	50

第 1 節	食糧、飲料水、生活必需品の確保対策	50
第 2 節	防災資機材の確保	52
第 6 項	災害時要援護者対策	54
第 7 項	孤立地区対策	57
第 8 項	防疫予防対策	58
第 9 項	災害防除に関する対策	59
第 1 節	水害予防対策	59
第 2 節	火災予防対策	60
第 3 節	雪害対策	69
第 4 節	火薬、ガス、危険物等対策	70
第 5 節	渇水対策	74
第 6 節	観光対策	76
第 7 節	ライフライン対策	77
第 10 項	危険箇所の予防対策	80
第 11 項	災害対策に係る調査研究	83
第 12 項	文教対策	84
第 1 節	文教関係の予防計画	84

第1章 災害予防対策

第1項 自発的な防災活動の促進

災害による被害を最小限にとどめるため、市民一人ひとりが『自分の身は自分で守る』『みんなの地域はみんなで守る』という基本理念と正しい防災知識を身に付け、平素から災害に対する備えを地域で心掛ける必要がある。

第1節 防災思想の普及

災害を最小限にとどめるためには、国・県・市をはじめとする防災関係機関による迅速で的確な災害対応（公助）はもとより、住民一人ひとりが日頃から、各種災害について認識を深め、災害から「自分の命は自分で守る（自助）」、また、住民一人ひとりの力が及ばない場合においては、「みんなの地域はみんなで守る（互助）」の連携協力が必要である。このためそれぞれの立場において日常からの備えが最も大切であり、関係職員に対する教養、研修及び住民に対する知識等の向上並びに訓練については、本計画の定めるところによるものとする。

- 1 住民に対する防災教育
- 2 職員に対する教育
- 3 教職員および児童生徒に対する教育
- 4 「防災点検の日」の設定と点検事項
- 5 災害時の行動マニュアル作成・配布

1 住民に対する防災教育

防災関係機関と協力・連携して、災害時に市民が『みんなの地域はみんなで守る』という意識のもと、自主的な行動がとれるよう必要な教育を行う。

(1) 一般啓発

ア 啓発の内容

- (ア) 市地域防災計画の概要
- (イ) 災害に関する一般的知識
- (ウ) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (エ) 避難方法（避難場所、その他避難対策）に関する知識
- (オ) 建築基準法等の遵守及び住宅の維持点検・補修・補強、火災予防、非常持出品の準備等、家庭における防災対策に関する知識

- (カ) 情報入手の方法に関する知識
- (キ) 応急手当等応急救護に関する知識
- (ク) 災害復旧時の生活確保に関する知識
- (ケ) 東海地震に関する知識
- (コ) 危険箇所に関する知識
- (サ) 自主防災組織の活動と各自の役割
- (シ) 災害時要援護者を守るための防災知識
- (ス) 災害ボランティア活動への参加
- (セ) 防災関係機関等の防災対策に関する知識

イ 啓発の方法

- (ア) 広報紙、市民安心安全ガイドブック、パンフレット、ポスター等の利用
- (イ) 自主防災組織単位の出前講座
- (ウ) 防災パネル展
- (エ) 防災施設見学会
- (オ) 市ホームページ
- (カ) 報道関係機関への情報提供
- (キ) 広報車の利用
- (ク) 講演会、講習会の実施
- (ケ) 防災訓練の実施

(2) 企業への啓発

市は、企業従業員の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行うよう努める。また、企業自らも防災知識の啓発や防災訓練を積極的に実施するよう働きかける。

2 職員に対する教育

災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するためには、防災施設および災害対策資機材を事前に整備しておくとともに、防災に携わる職員に高度な知識、技能を修得させることが肝要である。そこで、日常から防災関係者に対して災害に関する深い知識と防災用資機材を自由に駆使し、得る知識、技能を習得させ、災害発生時に的確に対処し得る人材の養成を図る。なお、教育方法ならびにその内容は次のとおりとする。

(1) 講習会

学識経験者ならびに関係機関の専門職員を講師として招き、災害の原因、対策等の科学的、専門知識の高揚を図る。

(2) 研修会

災害対策関係法令およびその他の防災関係条項の説明、研究を行い、主旨の徹底と円滑なる運営を図るとともに、土木、建築、その他災害対策に必要な技術の習得を図る。また、消防吏員に対しては、消防大学校、県消防学校等への派遣研修および部内・外の研修等を通じて技能向上を図る。

(3) 検討会

災害時の業務分担の内容及びその業務処理方法について、関係部班が合同して確認および検討を行う。

(4) 見学、現地調査

砂防堰堤等防災関係施設の見学およびがけ崩れ危険箇所等の現地調査を行い、現況の把握及び対策の検討を行う。

3 教職員および児童生徒に対する教育

教育委員会は、学校長に対し、市職員に準じて教職員への教育を行うよう指導するとともに、学校安全計画に、災害に関する必要な事項（防災組織、分担等）を定め、児童生徒が災害に関する基礎的、基本的事項を理解し、思考力、判断力を高め、意思決定し、適切な行動ができるよう安全教育等の徹底を指導する。

指導にあたっては、各教科、特別活動、道徳の時間等、教育活動全体を通して、災害に関する基礎知識を修得させるとともに、災害発生時の対策（避難場所、避難経路の確認、防災知識の普及・啓発等）の周知徹底を図る。

4 「防災点検の日」の設定と点検事項

毎月7日（昭和43年8月7日発生のマンホール事件に由来。）を「中津川市防災点検の日」と定め、個人、家庭、学校、職場それぞれで防災点検を実施する。

点検実施の例（10か条）は次のとおりである。

個人	家庭	地域
1 消火器の操作方法	1 家族の役割	1 自主防災体制
2 応急手当ての処置方法	2 非常持ち出し品	2 地域住民の把握
3 緊急避難カードの作成	3 火災防止対策	3 災害時要援護者の避難対策
4 非常持ち出し品	4 家具等の落下・転倒防止	4 地域住民への連絡系統
5 災害情報の入手方法	5 灯油等危険性物質確認	5 防災資機材
6 緊急時の連絡先	6 家族の連絡方法、集合場所	6 警察・消防への連絡系統
7 災害が発生した時の行動	7 お年寄り等の避難対策	7 消防水利・施設
8 家具等の落下・転倒防止	8 家の外回り	8 物資等の搬送場所
9 避難場所	9 避難場所までの危険箇所	9 危険箇所
10 避難路	10 避難場所・避難路	10 避難場所・避難路

5 災害時の行動マニュアル作成・配布

災害発生時の具体的な行動マニュアル「市民安心安全ガイドブック」を作成し、市民（全世帯）に配布する。

第 2 節 自主防災組織の強化育成

【市 長 公 約】

8つの取り組み（重点マニフェスト）の内、4つめの取り組みとして「安全で便利な暮らしをつくります。」を掲げ、災害発生時及び発生の恐れがある場合においては、市民等がお互いに協力した防災活動（互助活動）が必要不可欠なことから、自主防災組織の強化を図り、自立した防災活動を推進する。

また、8つめの取り組みとして「コミュニティの形成」、「地域コミュニティによるまちづくり」を掲げ、全ての場合において、市民が互いに助け合うコミュニティを形成するため、人材の育成、団体の育成、活動の支援を行うこととする。

なお、今後は、具体的にどのような防災活動が必要なのか等を各地域の方々と協議検討し、各地域の実情に合った地域のための防災計画（地区計画）を策定し、地域（互助）と各防災関係機関（公助）が更に連携した防災対策を実施する。

大規模な災害が発生した場合、防災関係機関の活動の遅延、阻害が予想され、『みんなの地域はみんなを守る』という地域住民のコミュニケーション連携意識に基づき、市民一人ひとりが自覚した自主的な防災活動が必要不可欠である。

市は、自主防災組織の育成と強化に努めており、自主防災組織の組織率は100%となったが、組織の自主活動は十分とはいえない状況である。

自主防災組織の重要性についての認識を更に広め、地域住民、事業所等の自主防災組織の育成、強化については本計画に定めるところによるものとする。

- 1 地域住民の自主防災組織の強化育成
- 2 地域住民に対する自主防災組織の重要性の啓発
- 3 消防、警察OBのリーダー的役割による自主防災組織の育成、強化
- 4 各自主防災組織の活動計画の策定
- 5 自主防災組織の活動拠点の整備
- 6 自主防災資機材の整備
- 7 研修の実施
- 8 消防団、交番等との連携強化
- 9 その他の（「地域」を基準としない）自主防災組織

1 地域住民の自主防災組織

市は、地域住民による自主防災組織の強化育成を推進するものとする。

2 地域住民に対する自主防災組織の重要性の啓発

市は、県や防災関係機関等と連携して、自主防災組織の重要性の啓発をあらゆる方法により実施するものとする。

3 消防、警察OBのリーダー的役割による自主防災組織の育成、強化

市は、自主防災組織の育成強化を図るため、できるかぎり市職員、消防職団員、警察OB等のうちからリーダーを選出し、次のとおり実施するものとする。

(1) 市は、災害発生時において地域に密着した地震防災の活動が円滑かつ効果的に実施できるよう、地域防災協働隊（自主防災組織、消防団、消防、警察、女性防火クラブ、建設防災支援隊、工場、事業所等、地域に密着した防災関係機関等が協働し、災害発生時に迅速・的確な地域に密着した防災体制を確保するため、従来の防災関係組織によるタテ系列の活動に加え、地域のヨコの連携を取り入れることにより、速やかに人命救助を行うための新しい連携強化の仕組みをいう。）の育成支援を図るものとする。

(2) 市は、消防職員OBのうちから地域消防防災活動協力員を任命し、その専門知識を活かし、地域に密着した指導により、町内会・自治会単位の自主防災組織の設立と防災活動の充実を図るものとする。

4 各自主防災組織の活動計画の策定

市は、自主防災組織の組織（各構成員の役割）、活動内容等を明確にし、迅速・適確な活動を実施するため、各自主防災組織が活動計画を作成するよう、指導するものとする。なお、自主防災組織の活動計画の内容は、組織の編成、平常時および災害時の活動を具体的に策定するものとする。

各自主防災組織は、市とともに活動計画を作成し、各構成員に対し、そのとるべき行動等の周知を図るものとする。

(1) 規模

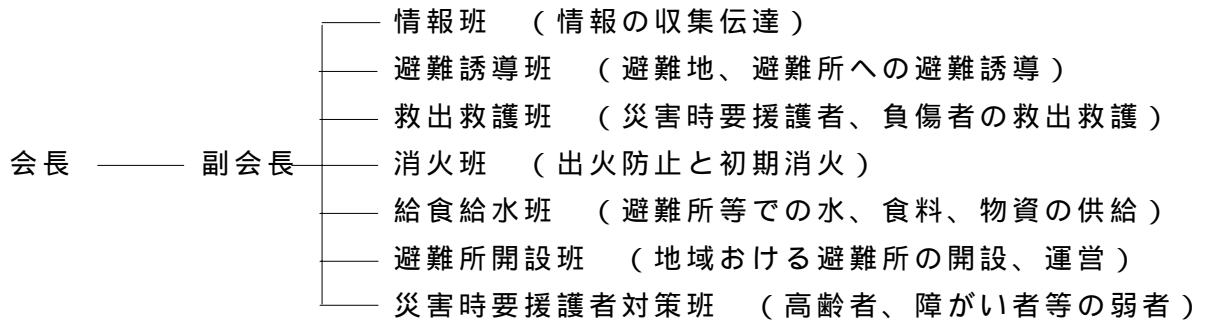
自主防災組織の規模は、その活動が円滑に行われるような規模とし、区、町内会、事業所等を単位とすることが望ましい。

(2) 活動計画

自主防災組織の活動計画は、組織の編成、平常時および災害時の活動を中心に、具体的に定めておくものとする。

ア 組織の編成

市長から避難勧告および避難の指示が出された場合、一時避難所として地域の最寄りの避難所を早期に開設し、避難対象住民の人命および身体の安全確保等を目的とする自主防災組織を編成する。



イ 役員構成の現状および見直しについて

地震予知および災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、上記の自主防災組織を編成しているが、自主防災会員（区民）をリードする役員の任期が会長においては2年、その他の役員については1年のため、各自主防災会員（区民等）をリードする役割を果たせておらず、自主防災組織の育成強化が出来ないのが現状である。その対策として、防災知識や防災技術を身に付け、防災業務に精通している市職員・消防職団員のOBで副会長以下の役員を出来る限り構成し、自主防災組織の強化を図ろうとするものである。

ウ 平常時の活動

- (ア) 防災知識の習得・普及活動 ... 講演会、ミニコミ紙発行
- (イ) 危険箇所の点検、防災カルテ・防災マップの作成 ... 地域の防災設備や災害危険性について調査・点検し、地図（図上訓練で作成）にまとめて住民に周知徹底
- (ウ) 防災訓練の実施 ... 情報収集訓練、消火、避難、救出救護、給食給水・物資供給
- (エ) 生活必需品、防災資機材の備蓄 ... 災害発生後に必要な生活必需品と初期防災活動に必要な資機材の備蓄
- (オ) 災害時要援護者の把握 ... ひとり暮らし老人、障がい者等の自力活動が困難な人の把握
- (カ) 防災点検の実施 ... 毎月7日
- (キ) 一時避難所の選定 ... 各自主防災組織において一時避難場所を選定
- (ク) 地域内の他組織との連携 ... 地域内の事業所、団体等との連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進
- (ケ) 避難場所、避難地、避難経路の安全確認
- (コ) 消防水利の確認

エ 災害発生時の活動

- (ア) 情報収集伝達 ... 地域内の被害状況・被災者のニーズを市等へ報告、防災関係機関から提供された防災情報を住民に伝達
- (イ) 災害の初期的応急対策 ... 出火防止や初期消火等の被害の拡大を防ぐための対策を講ずる
- (ウ) 救出救護 ... 救出用資機材による生埋め者の救出、負傷者の応急手当て、

救護所等へ搬送

(エ) 避難場所の選定、避難誘導 ... 避難勧告・指示の伝達、避難場所の選定、避難経路の安全確保、誘導

(オ) 炊き出しや救助物資の配分の協力

(カ) 災害時要援護者の支援 ... ひとり暮らし老人、障がい者等の自力避難が困難な人の支援

5 自主防災組織の活動拠点の整備

拠点施設設備についての国および県の財政支援については、次のとおりである。

(1) 防災基盤整備事業、公共施設等耐震化事業（総務省消防庁）

(2) 地域防災拠点施設整備モデル事業補助（国土交通省）

(3) 市町村振興補助金（コミュニティ活動支援事業、災害対策事業のうち消防防災施設整備事業）、市町村振興貸付金（消防防災施設設備事業）（県）

6 自主防災資機材の整備

(1) 自主防災資機材の整備についての市の支援については、次のとおりである。

軽可搬ポンプ、避難用テント、ヘルメット、トランジスターメガホン等

(2) 地域の実状に応じて、飲料水確保のための防災井戸指定・耐震性貯水槽・備蓄倉庫を始めとする防災資機材等の整備に努める。

7 研修の実施

(1) 自主防災組織リーダー研修会

市は、消防職団員と連携して、自主防災組織のリーダーの育成を目的とした研修を実施し、防災上の知識・技術の向上を図ることにより、自主防災組織の活動を充実するものとする。

(2) 各種団体における防災研修

市は、地域に根ざした各種の団体等（中津川市災害救援市民会議、老人クラブ、防災士、ボランティア等）に対して、その構成員が自主防災組織のリーダーとして活動できるよう、防災に関する研修活動等に努めるよう指導するものとする。

8 消防団、交番等との連携強化

市は、自主防災組織と地域防災拠点である消防団及び交番・駐在所との連携強化に努め、迅速・的確な自主防災活動を推進するものとする。

また、地域住民の自主防災組織と女性防火クラブ、少年防火クラブ等他の自主的な防災組織と連携強化を図るものとする。

9 その他の（「地域」を基準としない）自主防災組織

(1) 施設、事業等の自衛消防組織等

一定規模以上の施設、事業等にあつては、消防法により、消防計画を定め、自衛消防の組織を設置することとなっている。

ア 市は、施設、事業所等の自衛消防組織の整備・充実に指導するものとする。また、地域住民の自主防災組織と施設、事業所等の自衛消防組織等との連携強化を図るものとする。

イ 施設、事業所においては、組織的な防災活動を行い、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域の一員として、被害の防止または、軽減に努めるものとする。

る。

(2) 建設防災支援隊

ア 市が災害応急対策を実施する場合において、地域の建設事業者が、建設機械、資材、労力等を確保し、被災現場へ赴き、自主防災組織、警察、消防、その他の行政機関と連携し、倒壊家屋等からの被災者の救出を支援する。

イ 被災者救出支援に緊急を要するとき、または災害により通信連絡が不能となり、市が要請できないときは、建設防災支援隊の判断により被災者救出支援を行う。

(3) 農業用ダム、ため池の自主防災組織

農業用ダム等の損傷に伴う二次災害を防止するため、市、土地改良区、受益者、地域住民による自主防災組織を設立し、必要な措置、下流住民の誘導等を行う。

第3節 ボランティア活動の環境整備

災害時におけるボランティア活動の必要性・重要性から、市は、各ボランティア活動が円滑に行われるようその活動環境の整備を図る必要がある。そのため市は、日本赤十字社岐阜県支部中津川市地区、中津川市社会福祉協議会や中津川市災害救援市民会議をはじめとするボランティア団体との連携を図り、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の環境整備は、本計画の定めるところによるものとする。

- 1 ボランティア意識の啓発
- 2 ボランティアの組織化の推進
- 3 災害救援ボランティアの登録
- 4 ボランティア活動の推進
- 5 ボランティア団体のネットワーク化
- 6 ボランティア活動拠点の整備
- 7 中津川市防災ボランティアネットワーク（NVN）（仮称）の設置

1 ボランティア意識の啓発

市は、中津川市社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部中津川市地区ならびに中津川市災害救援市民会議等各ボランティア団体との提携の下に、住民のボランティア意識向上の啓発を行うものとする。

2 ボランティアの組織化推進

市は、関係団体による連絡協議会の設置等を促進し、中津川市災害救援市民会議等各ボランティア団体の自主性を尊重した組織化を推進するものとする。

3 災害救援ボランティアの登録

市は、中津川市社会福祉協議会と中津川市災害救援市民会議等が行う、迅速・円滑な災害救援ボランティア活動を可能にするための受け入れ体制づくりについて指

導・支援するものとする。また、ボランティアの登録状況について、把握しておくものとする。

なお、中津川市社会福祉協議会は、中津川市災害救援市民会議の協力を得て次の要領で災害救援ボランティアの登録受付を行う。

(1) 対象者

ア 18歳以上で災害救援ボランティア活動が可能な者

イ 15歳以上18歳未満で次の条件を満たす者

(ア) グループの活動であること

(イ) グループに20歳以上の指導者がいること

(ウ) 原則として県内の活動に限ること

ウ 災害救援活動を希望するグループまたは団体

(2) 登録後の活動要請

次の場合に社会福祉協議会等からボランティア活動を要請する。

ア 災害が発生し、関係機関から派遣の要請があった場合

イ 災害が発生し、災害救援ボランティア活動が必要と認められる場合

4 ボランティア活動の推進

(1) 災害ボランティア活動

市は、中津川市社会福祉協議会および中津川市災害救援市民会議等と連携して、広報啓発、福祉教育、養成・研修、要請側との連絡調整等を行い、ボランティア活動の推進を図るものとする。

(2) ボランティアコーディネーターの育成

市は、ボランティア関係団体と連携を密にし、ボランティアとして被災地の支援ができる者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの育成、確保に努めるものとする。なお、社会福祉協議会は中津川市災害救援市民会議と連携してボランティアコーディネーターの育成、確保について支援するものとする。

5 ボランティア団体のネットワーク化

市は、災害時に日本赤十字社奉仕団を始め各ボランティア団体間の連携行動がとれるよう、中津川市社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部中津川市地区および各ボランティア団体と情報交換会を開催する等ボランティア団体相互間のネットワーク化を図るものとする。

6 ボランティア活動拠点の整備

市は、中津川市災害救援市民会議をはじめとする各ボランティア団体の活動の拠点となる施設の確保と必要な機器等の整備を図るものとする。

7 中津川市防災ボランティアネットワーク(NVN)(仮称)の設置

市は、災害応援対策にあたって、各ボランティア団体が効果的に活動できるよう、ボランティア活動を総合的に支援調整する中津川市防災ボランティアネットワーク(NVN)を整備するものとする。

第 2 項 防災対策

災害の発生を直接に防止あるいは災害の拡大を防止するための平常時における防災施設の整備点検および指導訓練の実施等は、本計画の定めるところによるものとする。

第 1 節 土砂災害防止対策

荒廃した山地、溪流からの集中豪雨等による土石流・土砂流出、急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命、財産を守るため、国および県との連携をとりながら、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業および地すべり対策事業を推進するものとする。また、人命保護の立場から土砂災害危険箇所の周知、土砂災害情報の伝達、警戒避難体制の確立、防災意識の普及等の総合的な土砂災害対策を推進する。

- 1 砂防事業の推進
- 2 急傾斜地崩壊対策事業の推進
- 3 地すべり対策事業の推進
- 4 総合土砂災害対策の推進
- 5 治山事業の推進
- 6 造成地の災害防止
- 7 危険地域からの移転対策の促進
- 8 市民への周知事項

1 砂防事業（土石流危険溪流対策事業）の推進

市内には、集中豪雨等により、土石流の発生するおそれのある「土石流危険溪流」が 295 溪流あり、その内未整備溪流が 258 溪流ある。（平成 18 年 3 月 1 日現在）

（1）標識等による住民への周知

（2）砂防工事による砂防ダムの設置

設置等については国、県により行われているが、市は、災害の未然防止を図るため、開発に伴う砂防指定地内の行為に対する規制、管理強化等を国、県に対して働きかけていく。

【参照】資料編 2 - 3 土石流危険溪流

2 急傾斜地崩壊対策事業の推進

都市周辺の丘陵地において、宅地造成が増加した結果、集中豪雨等災害により急傾斜地の崩壊事故が発生しやすくなっている。

市内には「急傾斜地崩壊危険箇所」が 265 箇所あり、そのうち 199 箇所が未整備となっており、さらに 27 箇所が急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条の規定に基づき「急傾斜地崩壊危険区域」に指定されている。（平成 18 年 4 月 1 日現在）この指定がなされた区域内における対策は次のとおりである。

- (1) がけ崩れを助長したり誘発したりする行為の規制
- (2) 標識等による住民への周知
- (3) 防災パトロール等によるがけ地の保全や管理についての住民指導
- (4) 必要に応じた防災措置の勧告や改善命令
- (5) 住民自身が施工することが困難または不適當な箇所の崩壊防止工事の実施等が県により行われている。

そこで、集中豪雨等によるがけ崩れに対処するため、がけの高さ 5 メートル以上、勾配 30 度以上、人家 5 戸以上の箇所は、関係住民の理解と協力を得ながら「急傾斜地崩壊危険区域」に指定されるよう、積極的に県に対して働きかけていく。

なお、土地所有者が崩壊防止工事を施工することが、困難または不適當と認められるものについては、緊急度の高いものおよび地域住民の協力が得られるものから順次、急傾斜地の崩壊を防止する工事施工等を県に対して積極的に働きかけていく。また、緊急時に避難経路として供される道路の安全を確保するため、このような重要路線沿いにある急傾斜地の整備を県に対して働きかけていく。

【参照】資料編 2 - 1 急傾斜地崩壊危険箇所

3 地すべり対策事業の推進

市内には、土地の一部が地下水等に起因して地すべりが発生するおそれのある地すべり危険箇所が 14 箇所あり、このうち 5 箇所が地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条の規定に基づき、「地すべり防止区域」に指定されている（平成 18 年 4 月 1 日現在）。この指定がなされた区域内における対策は次のとおりである。

- (1) 地すべりを助長したり誘発したりする行為の規制
- (2) 標識等による住民への周知
- (3) 地すべり防止工事の実施等が県により行われている。

土地の一部が地下水等に起因して地すべりを起こす地域の面積が 5 ヘクタール（市街化地域にあっては 2 ヘクタール）以上の地区で、かつ多量の崩土が河川に流入し、下流に被害を及ぼすおそれがある箇所、または鉄道、道路もしくは 10 戸以上の人家、または公共施設等に被害のおそれがある箇所については、関係住民の理解と協力を得ながら、県に対して指定の促進を図っていくとともに、地下水の排水施設や擁壁等地域に対応した防止施設の整備を実施するよう積極的に県に対して働きかけていく。

【参照】資料編 2 - 2 地すべり危険箇所

4 総合土砂災害対策の推進

近年における災害の一つの特徴として、ゲリラ的な豪雨により、土石流、がけ崩れ等の発生による大きな被害が出ているが、一見安定した河床、林相を呈している地域でも土石流、がけ崩れ等が発生し、人家、集落が壊滅的被害を受けている事例が多い。

こうしたなか、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律」が平成 13 年 4 月 1 日から施行されたことを受け、土砂災害危険箇所の周知、警戒避難体制および情報の収集・情報伝達体制の確立、関係住民に対する防災意識の普及および避難訓練を国及び県との連携のもとに実施し、災害の防止・被害の軽減に努めていく。

5 治山事業

国や県の行う復旧治山事業、予防治山事業および保安林整備事業等を積極的に利用、推進する。

6 造成地の災害防止

市および県、その他の関係機関は、傾斜地において土地造成が行われる場合は、土砂崩れ、擁壁^{ようへき}の崩壊等の危険が予想されるので、土地造成業者に対し安全を図るよう指導する。また、既存の土地造成地にあつて、崩壊等の危険のある土止め施設等については、その危険を周知し、防災対策を確立するよう指導する。更に土砂災害のおそれのある区域について、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」が平成 13 年 4 月 1 日から施行されたことを受け、県は市の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害危険区域に指定し、市は警戒区域ごとに土砂災害に係る情報伝達及び警戒避難体制を図るとともに、土砂災害特別区域においては、新たな住宅等の立地抑制を図るなど、土砂災害から地域住民の生命を守るよう努めるものとする。

7 危険地域からの移転対策

がけ地の崩落等により、住民の生命の危険を及ぼすおそれのある区域における危険住宅の移転に対して助成を行い、その促進を図る。

- (1) 豪雨、洪水等により災害が発生した地域および災害危険区域のうちで、住民の居住に不適当な区域にある住居の集団的移転の促進を図る。
- (2) 災害危険区域および県条例で、がけ地近接地で建築制限をしている区域内の既存不適合の危険住宅の移転の促進を図る。

8 市民への周知事項

(1) 平素からの防災措置

がけ地の周囲については、日ごろから見回ることにより、次のようなことを早目に行う。

- ア 風で地盤を揺さぶるような大きな木を切る
- イ 不安定な土の塊を取り去る
- ウ ビニールシート等でがけを覆い、雨水の浸透を防ぐ
- エ 崩れそうな箇所に木に板の柵、石積みを行う
- オ 雨水などをがけに流さないように水路を造る

カ 水路が詰まらないように掃除を行う

キ 構造物の異常は、速やかに修理、補強を行う

注：急傾斜地崩壊危険区域では、必要に応じて、県知事による防災措置の勧告または改善命令が発せられることがあります

(2) 雨が降った時の心掛け

長雨、強い雨、地震発生後の雨の日には、なるべくがけ地から離れた部屋で休むとともに、雨量情報等の情報収集に努める。

(3) 生命、身体を守るための早めの警戒避難

次のような場合には、警戒避難に心掛ける。

ア 立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合

イ 溪流の流水が急激に濁り出した場合や流木等が混ざりはじめた場合

ウ 降雨が続いているにもかかわらず、溪流の水位が急激に減少しはじめた場合
(上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険性があるため)

エ 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合

オ 溪流付近の斜面において落石や斜面崩壊が生じはじめた場合やその兆候が出はじめた場合

第2節 河川対策

市地域における河川の状況および改修事業の計画概要は、次のとおりである。

- 1 河川の現状
- 2 改修の現状
- 3 新五流域総合治水対策プラン（新五流総）に基づく治水対策
- 4 地震対策の整備

1 河川の現状

本市を流れる主要河川は、木曽川、付知川、中津川、四ツ目川、白川、川上川、和田川、落合川、千旦林川、坂本川、飯沼川、阿木川、湯舟沢川とあり、なかでも恵那山系から急傾斜地を流下する中津川、四ツ目川、落合川を中心に付知川、川上川など河川勾配が強く、河川の氾濫、堤防の決壊等の洪水による被害が想定される。また、市内の中小河川の流域は、急激な都市化が進んだため、流域の保水機能、遊水機能の低下、家庭排水等による河川にかかる負担が大きくなり都市型洪水の危険性や水質汚濁の悪化している地域も見られる。そこで、市民生活の安全を確保するとともに、河川機能を維持するため、河川改修の整備を進めている。また、本市の根幹となる河川は、国と県が管理する一級河川であり、河川管理者に河川改修を積極的に働きかけているが、その河川改修には膨大な期間と費用が必要となる。

2 改 修

堤防背後の低い地区の河川堤防の老朽程度を把握するとともに、市内を流れる準用河川および普通河川について、緊急度に応じて堤防の維持、狭窄部の拡幅、護岸、雨水貯溜施設、浚渫、根固工の修繕、堆積土砂の除去等の修繕、整備を促進する。また、砂防指定地内の河川については、上流部に砂防提堰の築造とその下流部の流路工の整備を促進する。

3 新五流域総合治水対策プラン（新五流総）に基づく治水対策

岐阜県内は、長良川流域や木曽・飛騨川流域、土岐川流域などの8つの流域に分かれ、県では、それらの流域面積やそこに流れる河川の規模、更にはその流域における近年の災害発生状況や河川の整備状況などを踏まえ、木曽・飛騨川流域などの5流域において総合的な治水対策プランを作成し、各地域の治水に関する安心・安全を高め、いく治水対策を進めている。今後は、この総合的な治水対策プランに基づき、河川改修などのハード対策や、情報提供による被害の軽減などのソフト対策を実施することにより、地域の安全度を向上させていく。

（1）その他

市は、洪水ハザードマップを整備し、ホームページにおいて公開し、市民へ周知する。なお、河川道路、橋りょう等の整備をはじめ、被害の誘因となるものを排除し正常な維持管理につとめる。

4 地震対策の整備

（1）河川管理施設の安全性の確保

地震災害時における河川、樋門、排水機施設等の被害を防止するため、耐震診断と破壊影響等の調査を実施し、補強対策工事の必要な箇所を指定し、整備を図る。

（2）河川空間の整備

河川の防災・避難空間としての機能を踏まえ、地震災害時の防災・避難場所として一時的活用を図る。

（3）消防水利の強化

河川水を消防水利として消火活動に資するため、河川へのアプローチの改善を図る。（坂路や階段の設置、緩傾斜護岸の採用等）

また、消防水利の不測の自体に備えるため、用水路、ため池等の活用を図る。

（4）河川管理施設等の整備拡充

人家や公共施設への二次災害防止に備えて、観測施設等の整備拡充に努める。

第3節 都市防災対策

土地区画整理事業等による面的整備を計画し、合理的かつ秩序ある土地利用計画を確立するとともに、公園緑地等の公共空地、道路等の交通施設、上下水道等の都市施設は、火災、風水害の防災面に重点を置いて都市計画事業を推進する。

- 1 土地区画整理の充実
- 2 都市公園の整備推進
- 3 都市の防災対策
- 4 道路、橋りょう等の整備
- 5 上水道施設の整備

1 土地区画整理

市街化区域内の未整備地域における土地区画整理事業の計画がある場合は、併せて道路、公園、上下水道その他の公共施設を整備することにより、健全な市街地の造成と防災機能の一層の充実を図る。

2 都市公園の整備

公園は、震災時の避難地、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、これらの機能は都市公園整備計画の中でも、環境保全、スポーツ・レクリエーション機能とともに重要視されている。

都市公園の適切な配置および量的拡大そのものが、防火帯や避難地等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を積極的に推進していく。また、都市公園法施工令（昭和31年政令第290号）の改正等に伴い、災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設およびヘリポートの公園内設置が限定的に認められた。そこで、これらの制度を活用しつつ、災害時の多目的利用が可能な広場の確保、耐火効果に優れた樹木による緑化などに努める。

特に中津川公園は第1次緊急輸送路（R19、中央道）の付近にあり、避難場所、自衛隊等の活動拠点・宿营地、緊急物資集積場所等多面的に活用するため、当市の総合地域防災拠点施設として整備する。

3 都市の防災対策

（1）都市防災の推進

密集化した都市の地震災害を防止、軽減する観点から土地利用の規制・誘導をする。また、避難場所、避難路等の整備および建築物の不燃化等による市街地整備の施策を総合的に展開し、都市の防災構造化に努める。

ア 都市防災の目標

地域の災害特性を踏まえ、都市を構造的に強化することにより、災害による被害を防止、軽減するまちづくりを促進する。

イ 土地利用の規制・誘導の方針

災害に強いまちづくりを目指し、災害危険を軽減する都市空間を形成するため、基盤施設整備の促進によるオープンスペースの確保、防災上重要な農地、緑地の保全・整備等の総合的、計画的な土地利用施策を推進する。

ウ 防災基盤施設の整備方針

大規模地震時における市街地大火等の災害の発生や拡大を軽減し、災害発生時の避難を可能とするため、避難場所、避難路、防災緑地の整備を推進する。

エ 市街地の整備方針

市街地の災害特性を踏まえ、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の市街地整備や建築物の不燃化を推進し、災害危険性の軽減を図る。

オ 実現化の方針

地震被害想定結果等から、危険性の高い地域は早期整備を進めるものとし、特に、火災による延焼の危険性が高い地域から優先的に避難場所、避難路等の整備、建築物の不燃化の促進等を図る。

(2) 防災空間の確保

都市公園の計画的な整備拡大を図り、延焼防止あるいは避難場所としての防災効果を発揮する防災空間の確保に努める。

(3) 市街地の開発等

ア 市街地再開発の推進

低層の木造住宅が密集し生活環境の悪化した市街地について、防災性の高い安全で快適な都市環境の創造に努める。

イ 住環境整備事業の推進

市街地において、不良住宅が集団的に存する地区等を居住環境、都市基盤および都市防火等の観点から整備し、防災性の高い安全で快適なまちづくりを図る。

ウ 土地区画整理事業の推進

都市計画区域の土地について、公共施設の整備改善および宅地利用増進を目的とした土地区画整理事業を実施することにより、防災的効果を有した安全で快適なまちづくりを促進する。

4 道路、橋りょう等の整備

(1) 道路

道路は、災害時における市民の避難路および火災の延焼防止の役割を持つとともに、消防、救護活動、緊急物資の輸送活動などに重要な施設であるので、幅員、構造等は、防災的機能を考慮して計画する。また、道路整備事業においては、落石、法面崩壊等による災害防止のため、道路沿い危険箇所、降雨による注意箇所、バス路線危険箇所および緊急時の避難経路等を考慮し、各種防災工事を実施する。特に水害等により被害の想定される箇所を把握し、補修等対策工事の必要な箇所の指定を行い、緊急度が高く、かつ、実施可能な箇所から順次対策工事を実施していく。

(2) 橋りょう

道路の整備に併せて、橋りょうの新設、拡幅および改築を図る。また、道路防災点検に基づいて（「道路橋示方書」「道路震災対策便覧」等により）、緊急性の高い橋梁について、耐震補強を実施する。

5 上水道施設の整備

(1) 施設の整備強化

水道が生活用水確保のための唯一の手段となり、水道の給水制限、断水が市民生活や都市経済に与える影響は極めて重大なものとなっている。災害時に市民が必要とする最低限の飲料水を確保するため、被災時の給水拠点となる配水池等の補強や増設、配水池等への緊急遮断弁の設置を推進するとともに、強度が低下している老朽管の更新を進める。

(2) 応急給水体制と防災用資機材の整備拡充

水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、市民が必要とする最低限の飲料水を確保するため、市が中心となって応急給水活動を実施する。

給水方法は、指定避難場所、医療施設、配水池等の拠点給水を原則とし、供給する飲料水は水道水を原則とする。このため、平素より応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、運搬車両、応急給水用備品の整備増強を図る。

(3) 災害時の協力体制の確立

水道事業者（市長）は、自ら飲料水の供給あるいは施設の復旧が困難な場合は、近隣市町村あるいは県へ応援を要請し、また応援の要請を受けた場合には、これらに積極的に協力ができるよう、応援・要請体制および緊急時の窓口を整え、その実効性を確保する。

(4) 家庭における飲料水等の備蓄

ア 飲料水

1人1日3リットルを目標とし、ポリタンク等により各家庭で備蓄するよう啓発する。

イ 生活用水

調理、トイレ、洗面、清掃等に使用する生活用水の確保のため、平素より風呂水の汲み置きまたはポリタンク等による備蓄に努めるよう啓発する。

ウ 応急給水用容器

応急給水用容器としてポリ袋（容量10リットル程度）を各家庭で備蓄するよう啓発する。

エ 応急復旧用資機材の確保

応急復旧に必要な資材および機器の備蓄または調達体制の整備を図る。

第4節 都市排水路計画

市街地の浸水排除を重点として生活環境の整備を図り、快適な都市生活を確保するため、都市下水路事業、公共下水道事業等の排水施設整備事業を推進する。また、災害の発生に備え、復旧用資材の確保ならびに緊急連絡体制および復旧体制の確立を図る。

- 1 浸水の防除対策
- 2 下水道整備の方針
- 3 下水道施設の防災計画
- 4 緊急連絡体制の確立
- 5 復旧用資材の確保
- 6 復旧体制の確立

1 浸水の防除対策

都市下水路は、市街地に降った雨水を速やかに排除し、浸水による都市災害を防止することを重要な目的の一つとしている。

近年、市街化の開発がみられる地域では、雨水の浸透量や貯留能力の減少が雨水放出量の増大を招き、今後、浸水の拡大が予想される。このため、河川、農業用排水路等それぞれの排水施設が受け持たなければならない機能区分を明確にし、これに基づいた総合的な排水計画の中で、雨水貯溜施設、都市下水路、雨水管渠、雨水排水ポンプ等を整備し、浸水防除対策を推進する。

2 下水道整備方針

都市化に伴い浸水被害が発生しやすい地域については、都市下水路事業等による雨水管渠整備を行うとともに、降雨時に自然流下不可能な区域については、雨水排水ポンプの設置を図り、市街地の浸水を未然に防止する。

3 下水道施設の防災計画

災害の予防にあたって想定される災害に対処できるように、各施設の状況を把握しておくとともに、不良管渠の補修または改良に努める。管路施設については、別系統へのバイパス管を設置するなど、設計および施工に十分防災対策を講ずる。

施設の安全対策そして、ポンプ場における動力源には、一般商用電源、自家用発電機等の組み合わせ、災害時の動力源の事故に対し、危険率の分担を図るとともに、防災対策を講ずる。

4 緊急連絡体制の確立

被害の把握や復旧のために、関係職員、関係行政機関、関係業者等の相互の連絡を確実に行えるよう、連絡体制を確立する。

なお、施設の被害状況を迅速に把握するための手段として、各施設に移動系防災無線を整備するものとする。

5 復旧用資機材の確保

復旧に必要な資機材の計画的な確保に努める。また、資機材の保管については分散的な管理体制を推進する。

6 復旧体制の確立

被災時には、その自治体の関係職員、関係業者、手持ち機械器具、復旧用資機材だけでは対応が不十分となることが予想されるため、市内の各団体をはじめ各事業所、応援協定の締結及び近隣市町村との相互支援体制の確立を推進する。

第5節 防災街区対策

都市の災害防止と土地の快適で安全な利用および環境の整備を図るため、都市部における防火地域、準防火地域の指定、宅地造成の規制、建築制限、危険区域における住宅の移転促進等により、都市の防災街区を整備する。

- 1 防火地域、準防火地域の指定
- 2 災害危険区域の対策の実施
- 3 宅地造成工事等による災害の防止

1 防火地域、準防火地域の指定

市街地には建築物が密集しているので、火災が発生した場合に、その火災を極力他の建築物に及ぼさないように、地域によって集団的な防火に対する規制を行い、都市防火の効果を高めることを目的として防火地域および準防火地域の指定がなされている。

防火地域・準防火地域は建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地の区域に指定することとなっている。防火地域内の新規の建築物は、耐火建築物または準耐火建築物とすることと規定されており、準防火地域内の新規の大規模建築物または高層ビルは耐火建築物、中規模のものは耐火建築物または準耐火建築物とし、小規模のものは木造建築物でも外壁等を防火構造とすることと規定されている。

このような制度の活用により建築物の不燃化を促進し、安全な市街地の形成を図る。

2 災害危険区域の対策

建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条の規定に基づき、急傾斜地の崩壊による危険の著しい地区として、市内で9箇所が「災害危険区域」として指定されている（平成18年3月1日現在）。当該指定区域内には住居の用途に供する建築物の建築は原則禁止。その他居室を有する建築物を建築する場合には、基礎および主要構造部を鉄筋コンクリート造部の構造とし、かつ、外壁の開口部ががけに直面しないよう規制・指導がなされ安全確保を図る。

また、市内の災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅の移転を促進する。

【参照】資料編 2 - 7 災害危険区域指定箇所

3 宅地造成工事等による災害の防止

宅地造成に伴い、がけ崩れまたは土砂の流出等を生ずるおそれが著しい市街地または市街地になろうとする区域の宅地造成工事等は、次のような災害防止上必要な対策および指導を強化する。

- (1) 防災パトロールの実施による危険宅地の改善指導
- (2) 宅地造成工事中における適切なる防災措置の指導

第6節 建築物対策

災害による建築物に関連した被害の防止あるいは被害の拡大を防止するための平常時における建築物の予防対策は、次によるものとする。

- 1 建築物防災知識の普及
- 2 市街地の不燃化対策の実施
- 3 特殊建築物の災害予防対策の実施
- 4 公共建築物の防災体制等
- 5 災害危険区域の指定
- 6 防災査察の実施
- 7 公共建築物の不燃化、耐震化
- 8 特殊建築物の現場査察
- 9 窓ガラス等外装材落下防止対策の実施
- 10 建築物の防災対策の実施

1 建築物防災知識の普及

建築に関連した事業に従事する職員および業者あるいは一般住民等に対する建築物に関する災害予防および応急対策についての知識、技術等の普及徹底は、次によるものとする。

(1) 実施者

建築物防災知識の教養普及は、市および県が関係機関の協力を得て行うものとする。

(2) 実施の方法

建築物防災知識の教養普及は、あらゆる機会をとらえ必要に応じ災害の予想される季節前に重点を置き、おおむね次の方法によって行うものとする。

- ア 写真等による方法
- イ ポスター掲示による方法
- ウ ラジオ、テレビ、新聞等の報道による方法
- エ 県機関誌による方法

- オ 「広報なかつがわ」その他関係機関の機関誌による方法
- カ インターネット等による方法
- キ 講演会、説明会、座談会等による方法

(3) 教養普及事項

建築物の防災に関し必要なおおむね次の事項について行うものとする。

ア 既存建物の保全対策

災害時に住宅等建物の保全を期するため、一般住民に対して火災、台風等に対する既存建築物の平常時や台風来襲時等における維持補修や補強の方法等を普及する。

イ 建築基準法等の普及

建築基準法施行の徹底を期するため、建設業協会、建築士会、建築組合等を通じて関係業者等に建築基準等の知識の普及、技術等の指導に努めるとともにこれらの団体の協力を得て、一般住民の遵法精神の高揚に努めるものとする。

ウ 政府施策住宅制度の普及

防災建築物の建設促進を図るため、公営住宅、公庫産労者住宅等の政府施策による防災住宅制度について、それぞれの対象者にそれら制度の利用を普及する。

エ 中高層融資制度の活用

都市の一般建築物について住宅金融公庫の中高層融資の活用を図るよう、制度の普及に努める。

2 市街地の不燃化対策

各地域の中心市街地は、古い建物（伝統的な建築物を除く）が多く、火災事には大規模な建物被害が予想される。これらの地域における火災類焼を予防する都市整備を考えていく必要がある。

建築物に係る災害の防止は、次によるものとする。

(1) 防火地域等の指定

本章第2項第5節「防災街区対策」の1に定める。

(2) 建築基準法第22条の区域指定

防火地域および準防火地域以外の地域で災害による延焼の危険性のある地域については、関係機関と協議し建築物の屋根を不燃材料で作りまたは葺くように建築基準法第22条に基づき、区域の指定を行い建築物の防災化に努めるものとする。

3 特殊建築物の災害予防

劇場、映画館、公会堂、学校、病院、社会福祉施設、共同住宅等特殊建築物に関する平常時の災害予防は、本章第9項第2節「火災予防対策」に定めるほか、次によるものとする。

(1) 管理者の保全義務

特殊建築物の管理者は、建物の不燃堅牢化に努めるとともに、防災上必要な出入口、非常口、避難設備等の施設の整備保全に努める。

(2) 防火管理者の選任

消防法の規定に基づき防火管理者を置かなければならない施設にあっては、適法な防火管理を選任し、その任務を明確にしておくものとする。

(3) 計画の樹立

多人数を収容し災害により人命の危険が予想される特殊建築物の管理者は、気象警報等の情報の把握あるいは初期消火等災害の防除活動と収容者避難誘導等の組織および方法等防火に関する計画を樹立し、災害時の万全を期するものとする。

4 公共建築物の防災体制等

公共的な建築物は、防災上、避難、救護等における重要な施設であるが、近時社会的諸情勢の変化に伴い、一部施設において、すでに無人化が進められている。設置者および管理者は、これらの施設の重要性を考慮し、防災対策の万全を期するとともに、防災設備の整備に努めるものとする。

5 災害危険区域の指定

本章第2項第5節「防災街区対策」の2に定める。

6 防災査察の実施

旅館、ホテル、病院等不特定多数の人の用に供する特殊建築物の定期的な防災査察を実施し、建築物の安全性の維持と災害予防を図る。なお、特殊建物の管理者は、建築物の不燃堅牢化、防災上必要な災害時の対応計画を樹立しておくものとする。

7 公共建築物の不燃化、耐震化

市営住宅、学校等の公共建築物の不燃化、耐震化を推進する。

8 特殊建築物の現場査察

病院、百貨店、ホテル等については、建築基準法（昭和25年法律第201号）および消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づき、現場査察を実施し、構造上および防災上欠陥のあるものには、指導および指示を行う。

9 窓ガラス等外装材落下防止対策

都市の高密度化に伴い、市内の中高層建築物は近年極めて多くなってきている。これら建築物の中は、地震・台風の場合に窓ガラス、屋外看板、外装材が破損落下し、通行人に重大な被害をもたらす危険性の高いものが多い。市としては、新築建築物について、建築基準法に基づく指導を継続して行うほか、パンフレットを配布して、市民の意識の高揚を図るなど落下物防止対策を推進する。

10 建築物の防災対策

(1) ライフラインの確保

防災上重要建築物のライフライン系統の不測の事態に備え、水・電力等の備蓄あるいは確保に努める。

(2) 一般建築物の耐震性強化

建築物の所有者または管理者に対し、耐震工法および耐震補強等の重要性について啓発を行う。

ア 耐震化に関する市民相談の実施および知識の普及

「建物耐震相談窓口」を開設し、市民からの建築物の耐震化に関する相談に応ずるとともに、耐震診断および耐震補強に関する啓発等に努める。

イ 建築士会等の協力

建築士会等と協力し、一般建築物の耐震性の向上について啓発するとともに、地震災害時に被災建築物の応急危険度判定を速やかに行う体制を確立する。

第7節 農地防災対策

災害による農業被害の軽減と農業経営安定のための防災営農に関する指導その他の対策は、次によるものとする。

災害時における応急対策ならびに復旧等諸対策の指導に当たるため、市本部に「農林班」を設け対応するものとする。ただし平常時における予防対策等の指導は、農業振興課がこれに当たるものとする。

- 1 指導等の実施
- 2 病虫害防除器具の整備
- 3 災害用水稲種子の確保

1 指導等の実施

(1) 指導等担当者

農業関係機関従事職員および農業者に対する防災営農に関する指導は、あらゆる機会を利用し、特に災害の発生が予想される季節前に重点をおいて行うものとする。

(2) 指導事項等

農業関係機関従事職員および農業者に対する防災営農に関する指導事項は、農業災害の予防、応急措置あるいは災害復旧の実施にあたって必要な知識と技術を徹底し、特に農業関係従事職員に対しては、災害の原因あるいは実施する対策の科学的、専門的な事項の教育と、一般農業者に対しては、予想される災害に対しての必要な基本的知識、技術の普及を重点に行うものとする。

(3) 指導等の方法

防災営農に関する指導等については、おおむね次の方法によって行うものとする。

- ア 研修会等の開催による研究、指導
- イ 印刷物の発行、配布による指導、普及
- ウ ラジオ、テレビ有線放送等による普及
- エ 座談会の開催あるいは現地指導等による普及

2 病虫害防除器具の整備

各種災害により併発を予想される病虫害防除に万全を期するため、市および東美濃農業協同組合等関係機関は、病虫害防除器具の保全整備に努めるものとする。

3 災害用水稲種子の確保

災害（特に水害）が予想される地域は、災害時における代作用種子を確保するものとし、水稻の再生産に努めるものとする。

第 8 節 ため池防災計画

農地を主とする地域において防災に関する事業の実施を必要とする事業計画の概要は、次のとおりである。

- 1 老朽ため池整備事業の推進
- 2 ため池、井堰等整備事業の推進
- 3 その他の事業の推進
- 4 老朽ため池の整備（ダム）

1 老朽ため池整備事業

市内には 800 余ものため池があり、その内改修を要すると思われる老朽ため池（農業用ダムを含む）が 59 箇所ある。堤枢決潰により下流地域に洪水発生のおそれのあるため池や県の診断を受け緊急度の高いものから順次補強を推進していくものの、補強改修には地元負担金も必要であることから、この負担金の軽減等が今後の課題となる。

2 ため池、井堰等整備事業

ため池の整備については、農業施設、河川等の関係施設管理者が協議し、水害等における効用、影響等を検討・決定する。また、ため池のうち危険と考えられるものについては、特に次の事業を行うように周知指導し、梅雨時および台風期に各管理者に警告するものとする。

- (1) 余水吐の整備
- (2) 用水の支障のない程度で貯水する
- (3) ため池の流入する恐れのある物件（立ち木等）の整備

なお、毎年 1 回以上管理者及び防災モニターによる防災パトロールを実施し、危険箇所の点検を行うとともに要改修ため池については、申請に基づき改修補強を優先順位の高いものから計画的に行う。

3 その他の事業

用水路については、幹線水路の規模の大きいもので 415 k m となり、これら用排水路の改修にも地元負担金も必要であることから、この負担金の軽減などが今後の課題となる。

また、ため池の堤枢決潰により洪水発生のおそれのある下流地域を把握し、市電子ハザードマップ等で地域住民への周知を行う。

4 老朽ため池の整備（ダム）

市内には多くのため池があり、その内改修を要すると思われる老朽ため池（農業用ダムを含む）が 56 箇所ある。堤枢決潰により下流地域に洪水発生のおそれのあるため池や、緊急度の高いものから順次補強を推進する。

【参照】資料編 3 - 2 老朽ため池

第9節 林地防災対策

本市の北部、東部に広がる森林面積は、市域のおよそ80%を占め、環境保全および防災上大きな役割を果たしている一方、傾斜の大きい地域が広がり、また風化した花崗岩を基盤としているため、崩壊しやすくなっている。

市内には山崩れまたはこれらによって発生した崩壊土砂により、人家・公共施設等に被害を与えるおそれのある「山地災害危険地区」として、山腹崩壊危険地区 111 箇所、崩壊土砂流出危険地区 233 箇所が把握されている。

市は、山地災害の防止、水源かん葉機能の向上を図るため、これらの地区について調査点検を行い、国および県と連携を取りながら、予防・復旧治山事業および保安林整備事業を促進する。

- 1 市施行事業の推進
- 2 間伐促進総合対策の実施
- 3 災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策の推進

1 市施行事業

(1) 山地治山事業

荒廃山地の所有者や地元森林組合等を通じて調査し、優先順位により県営の治山事業にて復旧整備を行っているが、まだ、市内には降雨等により山腹崩壊、崩壊流出の発生が予想される箇所が多くあり、また近年、山くずれ、がけ崩れ等により住家が危険にさらされることも多くなってきている。

したがって、地元や県との密接な連携により危険箇所を把握し、未施工の山地災害危険地区の予防対策を県へ要望するとともに県の協力を得て「林地崩壊防止事業」および「小規模山地対策事業」を進めるものとする。なお、これらの危険箇所に係る関係者に対しても、災害防止のための助言を行うものとする。

(2) 土砂流出防止対策

土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等の対策を講じるため「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」が平成13年4月1日から施行されたことを受け、県が指定する土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に係る情報伝達および警戒避難体制の整備を図り、土砂災害から地域住民の生命を守るよう努めるものとする。

土、岩石等の採取および宅地造成等により土砂の流出、崩壊等災害発生の恐れがあるときは、直ちに県関係機関に連絡するとともに、必要な措置命令、停止命令等を発し、災害を未然に防止するものとする。

なお、採取計画または宅地造成計画を知ったときまたは現場を確認したときは、

防災上の観点から十分検討を加え、必要な場合は防災上の措置について、指導等を行うものとする。

(3) 保安林整備事業

災害の防止と産業の保養その他公共の目的を達成するため指定管理を行っている保安林のうち、動物害および火災、風水害その他の自然災害等の不可抗力的な災害により森林の状況が悪化し保全機能を充分果たし得ない林地に対し、改植、補植、保有および簡易施設の施行により、保安林を改良してその指定目的の達成を確保するものとする。

(4) 環境保全保安林整備

市街地およびその周辺地域等において、保安林等の環境保全機能・防火機能・保健休養機能等を高度に発揮させ、生活環境を保全・形成するために、治山施設の設備、森林整備等を推進する。

(5) 市単治山

国庫補助の対象とならない小規模な荒廃林地の復旧および荒廃のおそれのある林地の予防工事を保安林内および山地災害危険地区において重点的に実施する。

2 間伐促進総合対策

流木災害監視区域における間伐促進を県に要望していく。

3 災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策

(1) 山地災害危険地区など土砂災害の危険箇所等に所在する災害時要援護者関連施設の調査を行い把握する。

(2) 施設管理者、防災責任者に対し、説明会等の実施により土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図る。

(3) 災害時要援護者関連施設等における対策は、本章第 6 項「災害時要援護者対策」による。

(4) 施設管理者に対して、警戒避難基準等の情報を提供するなど連絡体制の確立に努める。

【参照】資料編 2 - 4 山腹崩壊危険地区

【参照】資料編 2 - 5 崩壊土砂流出危険地区

第 10 節 土地災害予防計画

分譲宅地、別荘地、ゴルフ場、レジャー施設等の事業に伴う土地開発ならびに土採取事業等（以下「土地開発」という。）に伴う災害防止は本計画に定めるところによる。

- 1 災害の未然防止対策
- 2 施行上の管理

1 災害の未然防止

市は、宅地造成等による災害を予防するため、土地開発事業者に対して排水路の確認等適切な指導に努め災害を予防するため、その事業者に対し事業の実施について適切な指導をするものとする。

2 施行上の管理

市は、土地開発事業の施行に伴い、土砂の流出、崩壊などによる災害が発生する恐れがあるときは、土地開発業者に対し、必要な措置をとることを指示し、災害を未然に防止するよう努めるものとする。

第11節 公共施設等耐震化計画

大規模地震災害時には、公共施設等は、応急対策・復旧活動の拠点、市民の避難・救援場所など特に重要となります。そこで、現在の限られた財政のなか、優先性をつけることで、総合的・計画的に耐震補強を実施するための計画を定めます。

- 1 建築物の耐震化
- 2 橋梁の耐震化
- 3 ライフラインの耐震化

1 建築物の耐震化

市は、大規模な地震による災害時に、応急対策活動の拠点となる市有施設を防災上重要建築物として次のとおり指定し、耐震化対策を講ずる。

- (1) 災害対策本部、災害対策支部・・・本庁舎、コミュニティセンター、総合事務所
- (2) 指定避難所、一時集積拠点施設・・・学校、園、公民館等
- (3) 医療救護活動拠点・・・病院、保健所
- (4) 応急活動拠点・・・給食施設、浄水施設等
- (5) 要介護施設・・・社会福祉施設

2 橋梁の耐震化

第2項第3節「都市防災対策」の4の(2)に定める。

3 ライフラインの耐震化

第2項第3節「都市防災対策」の5および第9項第7節「ライフライン対策」に定める。

第3項 避難対策

第1節 避難対策

市長は、災害時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、あらかじめ避難計画を策定し避難誘導體制を整備するものとする。災害時の避難対策については、本計画の定めるところによるものとする。

- 1 避難計画の策定
- 2 避難場所の周知
- 3 避難場所の指定
- 4 一時避難場所の指定
- 5 広域避難場所の指定
- 6 避難道路について
- 7 避難生活を送るうえでの心得

1 避難計画の策定

市は、災害発生時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、あらかじめ避難計画を策定し、地域住民、避難所設置予定施設の管理者等に周知徹底するものとする。

- (1) 避難勧告または指示を行う基準
- (2) 避難勧告または指示の伝達方法
- (3) 避難場所の名称、所在地、対象地区および対象人口
- (4) 避難方法、避難場所への経路、誘導方法、誘導責任者等
- (5) 避難場所等の整備に関する事項
 - ア 収容施設
 - イ 給水施設
 - ウ 情報伝達施設
- (6) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

2 避難場所の周知

住家を失い、または避難の勧告・指示等を受けた者を収容するための避難場所等の選定については、洪水、土石流、地すべり、がけ崩れ等に対して地形的に安全な場所で、付近に危険物施設等がなく、且つ、たん水等を考慮して指定するものとする。

なお、指定した避難場所は、中津川市民安全情報ネットワーク、広報紙、市ホームページ等により配信する等、住民に周知徹底を図り、緊急時に備えるものとする。

また、大規模災害により大量の避難住民が発生した場合に備え、避難所運営方針を基に避難所の運営体制を確立するため、自主防災組織、施設管理者等と協議するものとする。この「避難所運営方針」は、避難所の立ち上げからその運営、閉鎖に

至るまでの流れをマニュアル化してあり、防災訓練時において「避難所開設訓練」を取り入れる等、平素から熟読して災害時においては、十分な活用が図れるものとする。

【参照】資料編 9 - 1 指定（広域）避難場所

3 避難場所の指定

市は、住家の倒壊等により生活の本拠を失ったとき、または避難が長時間におよび宿泊を要するときの場所として、あらかじめ避難場所を指定し、最低限必要な設備、資機材、生活必需品等の整備に努める。

(1) 選定基準

ア 災害を想定した安全確保

(ア) 風水害

危険箇所（急傾斜地、土石流、地すべり）に含まれていないことを考慮する。

(イ) 地震災害

耐震耐火構造であること。地震により建物が使用できなくなることも考慮し、隣接して空き地があることが望ましい。

イ 用途による優先順位

(ア) 公立小中学校

市教育委員会が所管する小中学校

(イ) 公民館・体育施設

地区の公民館、屋内運動場、B & G など

(ウ) その他の公立学校

市・県教育委員会が所管する保育園、幼稚園、高校など

(エ) その他公共施設

(ア)(イ)(ウ)以外の公共施設

(オ) 民間施設

民間で管理運営している施設

ウ 選定するときに考慮すること

(ア) 避難生活しやすい施設（建築物）

- a 緊急輸送路に近い施設（物資の運搬がし易い）
- b 隣接して広場や駐車場などの空地がある（物資やゴミなどを集積できる）
- c 給食、給水施設などがある（食事等の準備がし易い）
- d 寝泊りがしやすい（宿泊できる）

(イ) 避難者が十分収容できる施設（延べ床面積が広い）

(2) 指定避難場所の整備

指定避難場所を避難生活に最低限必要な設備、資機材、生活必需品等を整備に努める。

(ア) 開設に必要な施設整備

移動式貯水槽、仮設トイレ、マット、通信機器、テレビ、ラジオ

(イ) 環境保全のための施設

換気、照明、ストーブ

(ウ) 災害時要援護者への配慮

スロープ、障がい者用トイレ、おむつ、文字表示付ラジオ

4 一時避難場所の指定

指定(広域)避難場所へ避難する前に組織的避難が円滑に行えるように自主防災組織ごとに一時的に集合して待機する場所として一時避難場所をあらかじめ地域で確保・指定する。選定基準は次のとおりである。

(ア) 地域住民が収容できる集会所、公園・グラウンド等の空地

(イ) 付近に危険物等が蓄積されていない

(ウ) 地域住民が集合しやすく、移動しやすい場所

5 広域避難場所の指定

市は、火災が延焼拡大した場合の避難場所として、あらかじめ必要な地域に広域避難場所を確保・指定し、必要な設備、資機材、生活必需品等の整備に努める。

(1) 選定基準

ア 広域避難場所の面積は、おおむね10ヘクタール以上の空き地とする。

イ 広域避難場所における避難民一人あたりの必要面積は、おおむね2平方メートル以上とする。

ウ 広域避難場所は要避難地区のすべての住民を収容できるように配置する。

エ 広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ、散在していなければならない。

オ 広域避難場所は、大規模なげ崩れや浸水などの危険がないところとする。

カ 広域避難場所は、大火放射熱を考慮し、純木造密集市街地から300メートル以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200メートル以上、耐火建築物からは50メートル以上離れていること。

(2) 広域避難場所の整備

広域避難場所における避難者の安全を図るため、次のとおり施設整備を図るものとする。

ア 周囲に防火帯となる樹木の植栽を推進する。

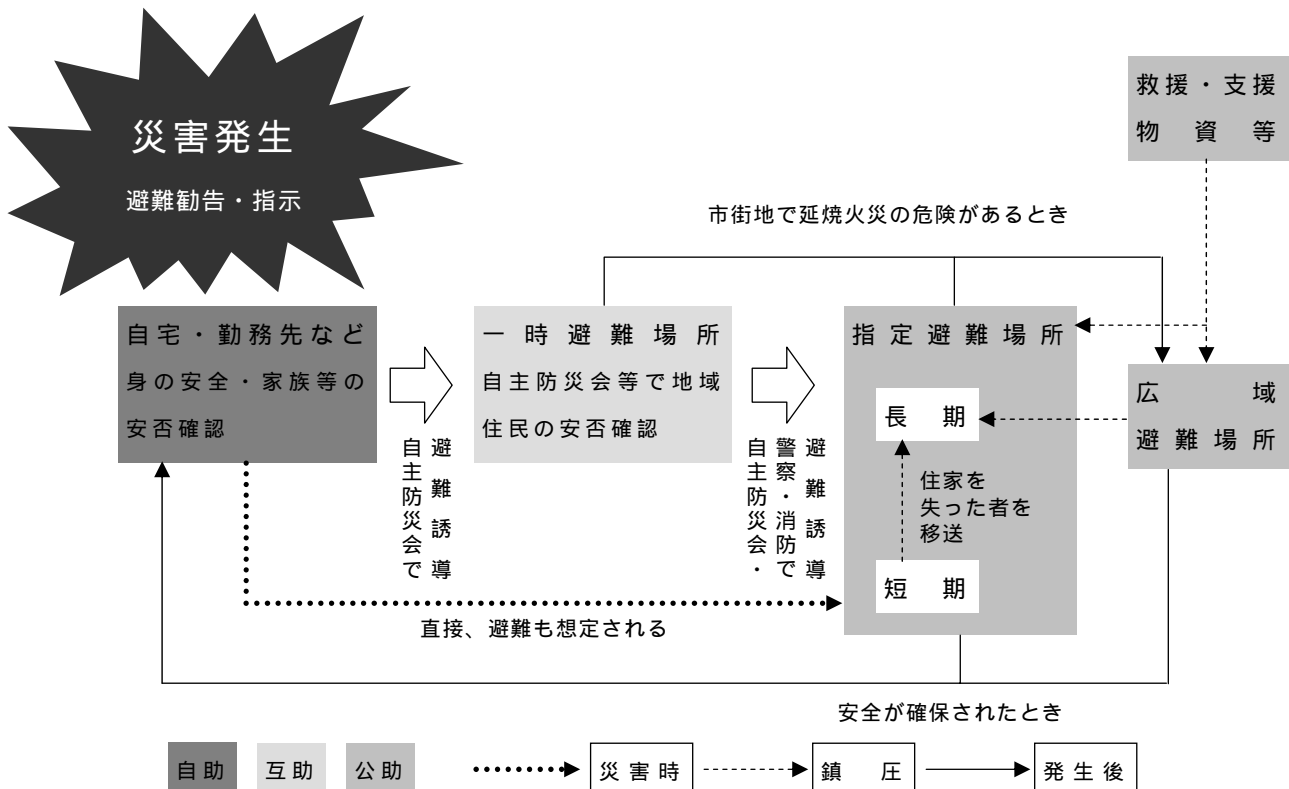
イ 消防用水、飲料水等の水利の確保を図るため、池、プール、貯水槽等の整備を図る。

ウ 負傷者等の応急救護が円滑に行えるよう救護所となり得る建築物の確保を図る。

6 避難道路について

自主防災組織が主体となって、地域住民の理解と協力による地域の実情に応じた避難道路を選定する。

〔避難対策 イメージ図〕



7 避難生活を送るうえでの心得

新潟県中越地震において、自家用車を「避難所」として、車中泊を続ける人の姿が目立ち、そのため肺塞栓症「通称 エコノミー症候群」で亡くなる被災者が発生し、社会的問題となった。当市はこのことを教訓とし、避難生活を送る場合、密閉した場所に長時間避難し、同じ体制で座り続けるなどの避難生活を送らない対策を市民に周知させる。

第 2 節 避難基準および市民への周知

平成 16 年に発生した新潟県や福井県での集中豪雨や台風の被害者は 220 名に達し、その半数が 65 歳以上の高齢者等の災害時要援護者であった。

避難勧告や指示を的確なタイミングや自主避難の体制を確立するためには、危険雨量の目安や連絡・指示系統の明確さが必要である。

1 危険雨量等

近年発生している災害の傾向として、ゲリラ的な豪雨や集中豪雨等に伴うがけ崩れ、急傾斜地の崩壊、土石流の発生等により多くの人命、財産が失われている。

これらの災害から住民の安全を図るため、市長は、次の事項について危険の表示を行い、住民による自主防災組織、自主避難等の体制を確立し、災害による被害の軽減に努めるものとする。

(1) 警戒情報

土砂災害警戒情報が発表された場合は、関係機関の協力を得て現地等の情報収集に努めるとともに、土砂災害等の危険が高まっていると判断した地域へ避難情報を伝達し、避難の体制等の確立を図り早めの避難の徹底を期するものとする。

(2) 警戒雨量

降雨による災害の発生が起こる恐れのある場合における警戒雨量は、おおむね別表 1 のとおりであり、この雨量を目安として低地の浸水危険地区、土石流の危険地区へ情報を伝達し、避難の体制等の確立を図り早めの避難の徹底を期するものとする。

(3) 土砂災害の前兆現象

別表 2 に示す土砂災害の前兆現象が確認された場合は、当該地域に避難情報を伝達し、避難の体制等の確立を図り早めの避難の徹底を期するものとする。

(4) 地域別保水量

雨による山崩れ、がけ崩れ等の災害は、その地質の保水能力の強弱が大きく関係し発生しており、別表 3 に示す地域別の保水量を目安として、過去の災害例または降雨量等を参考として、災害予防の徹底を期するものとする。

(5) 雨量計の設置

市長は、雨による災害を防止するため、庁舎および市内各支部等の庁舎に雨量計を設置し、自ら観測を行うとともに、国、県等が設置した雨量計による観測データを活用することにより、集中豪雨等における住民の避難等が適切にできるよう努めるものとする。

(注) 「気象業務法」により、気象庁以外の政府機関または地方公共団体が気象観測を行う場合には、一部の測器(雨量計含む)について技術上の基準に従って、検定に合格した測器を使用すること。観測施設を設置した場合はこれを

届ける事を義務づけている。

(6) 警報水位

洪水による災害の発生が起こる恐れのある場合における警戒水位は、おおむね別表 3 のとおりであり、この水位を目安として低地の浸水想定区域内の住民へ情報を伝達し、避難の体制等の確立を図り早めの避難の徹底を期するものとする。

別表 1

警 戒 雨 量

避難準備(注意を要する雨量)			避難勧告(警戒を要する雨量)			避難指示(危険を要する雨量)		
前日までの雨量が	なお当日の雨量が	今後の降水が	前日までの雨量が	前日までの雨量が	当日の時間雨量が	前日までの雨量が	なお当日の雨量が	当日の時間雨量が
100mm 以上で	50mm を超え	引き続き予測されるとき	100mm 以上で	50mm 以上で	30mm を超えたとき、または市長が必要と認めたとき	100mm 以上で	50mm を超え	40mm を超えたとき、または市長が必要と認めたとき
100mm 以下で	80mm を超え		100mm 以下で	90mm を超え		100mm 以下で	80mm を超え	

(注) この雨量基準を避難の目安とするが、さらに今後雨量データ等を整備し、より地域の実態に即した適合基準に見直します。

参考： 80mm/日以上 20mm/h の条件で災害が発生した場合、公共土木災害復旧事業の対象となる。

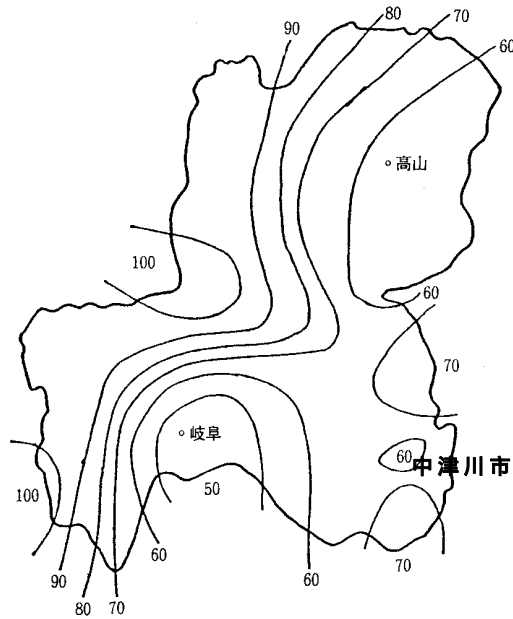
別表 2

	避難準備情報	避難勧告	避難指示
土石流	流水の異常な濁り	渓流内で転石の音 流木発生	土臭いにおい 地鳴り 流水の急激な濁り 渓流水位の激減
急傾斜崩壊	湧水量の増加	小石がぼらぼら落下 新たな湧水発生 湧水の濁り	湧水の停止 湧水の噴き出し 亀裂の発生 斜面のはらみだし 小石がぼろぼろ落下 地鳴り
地すべり	井戸水の濁り 湧水の枯渇 湧水量の増加	池や沼の水高の急変 亀裂・段差の発生・拡大 落石・小崩落 斜面のはらみだし・クラック 根の切れる音 樹木の傾き	地鳴り・山鳴り 地面の振動

別表 3

地域別保水（分布）量

（単位mm）



（参考）

山（ガケ）崩れ発生地と発生時の保水量

雨量観測所	場所	山（ガケ）発生年月日	保水量（mm）
中津川	中津川地区	S47.7.13	61
三界山	川上地区	"	76
加子母	加子母地区	"	75

別表 4

警戒水位

河川名	区域	上段：情報名 下段：水位名（旧水位名）			
			避難準備	避難勧告	避難指示
		水防団待機水位 （通報水位）	はん濫注意水位 （警戒水位）	避難判断水位 （特別警戒水位）	はん濫危険水位 （危険水位）
中津川	中津川市尾鳩砂防えん堤から木曾川合流点まで	m 1.50	m 2.00	m 2.50	m
木曾川	（左岸）中津川市山口字賤母の長野県境から山の田川合流点まで	m 7.00	m 8.30	m 8.80	m

第4項 危機管理対策

第1節 防災体制の確立

交通・通信網の途絶、市庁舎・職員自身の被災等を考慮し、迅速かつ複合的な体制の確立を図る。

- 1 防災組織の充実
- 2 配備体制
- 3 防災活動拠点の整備

1 防災組織の充実

(1) 中津川市防災会議

防災に関する基本的事項を審議するとともに、防災関係機関相互の連携に資するため、災害対策基本法第16条の規定に基づき、中津川市防災会議を設置し、随時開催する。

(2) 中津川市災害対策本部

災害対策基本法第23条の規定に基づき、中津川市地域防災計画に基づく災害予防および災害応急対策を実施するため、災害対策本部を設置する。

2 配備体制

市災害対策本部の設置および体制は、次の3段階4区分によるものとする。

種別	配備基準	配備対応	
		本部	支部
第1配備	1 次の注意報のうち、いずれかが市内に発表されたとき。 (1) 強風(風雪)注意報 (2) 大雨(大雪)注意報 (3) 洪水注意報 2 その他、市長が必要と判断したとき。	自宅待機 [生活環境部] [基盤整備部] [消防部]	自宅待機
	1 市内において震度3の地震が発生した場合。 2 河川の水防団待機水位を超過する恐れがあるとき。 3 東海地震観測情報を発表した場合。	配備体制 [生活環境部] [消防部] 自宅待機 [基盤整備部] [健康福祉部]	自宅待機
	1 次の警報のうち、いずれかが市内に発表されたとき。 (1) 暴風、暴風雪警報 (2) 大雨、大雪警報 (3) 洪水警報 2 河川のはん濫注意水位を超過する恐れがあるとき。 3 市内において震度4の地震が発生した場合。 4 その他、市長が必要と判断したとき。	配備体制 [生活環境部] [基盤整備部] [健康福祉部] [消防部] 自宅待機 [その他各部]	配備体制
	1 東海地震注意情報を発表した場合。	地震災害警戒準備本部設置	地震災害警戒準備支部設置

第2 配備	警戒体制	1 土砂災害警報情報が発表されたとき。 2 河川の避難判断水位を超過する恐れがあるとき。 3 市内において震度5弱の地震が発生したとき。 4 その他状況により市長が必要と判断したとき。	災害警戒本部設置	災害警戒支部設置
	警戒体制	1 東海地震予知情報および警戒宣言が発令された場合。	地震災害警戒本部設置	地震災害警戒支部設置
第3 配備	非常体制	1 市内の広範囲にわたって災害が発生するなど大規模な災害が発生したとき、または災害発生の恐れのあるとき。 2 震度5強以上の地震が発生したとき。 3 災害救助法の適用を要する災害が発生したとき。	災害対策本部設置	災害対策支部設置

職員の配備指令は、各配備区分に従い本部長（市長）が決定し、指令を発する。
なお、第1配備から第3配備のほか、本部長（市長）は必要に応じ各課の職員に対し配備指令を発することがある。

第1配備、第2配備の体制は、部で別に定めることとする。

3 防災活動拠点の整備

災害応急活動の中核拠点となる施設の整備に努め、防災拠点相互の有機的な連携を保つために情報のネットワーク化を図る。

(1) 市防災応急活動拠点の整備

市庁舎の耐震化を図り防災活動拠点の機能確保に努める。

(2) 地域防災拠点の整備および連携の確保

地域防災拠点等の整備に努め、防災拠点相互に有機的な連携を保つために情報のネットワーク化を図る。

〔中津川市災害対策本部組織表〕

総則編第1項第7節「市災害対策本部の組織」によるものとする。

第2節 広域応援体制の確立

大規模な災害が発生した場合には、一地域の防災関係機関だけでは対応が不十分となることが考えられる。そのため他の防災関係機関に応援、協力または斡旋を求め、円滑な防災対策の実施を期する必要があるが、災害時には混乱により応援についての十分な事務処理ができない場合があり、事前にこれを想定したきめ細かい取り決めをする必要がある。そのための大規模災害を想定した広域の応援体制について整備を図るものとする。

- 1 県域を越えた広域相互応援体制
- 2 県内相互応援体制
- 3 市内事業所等との積極的な応援協定の締結
- 4 その他の応援体制
- 5 災害時相互応援協定の拡充

1 県域を越えた広域相互応援

県は、大規模災害にあたってのほかの都道府県との相互応援に関する協定を締結し、災害時の相互応援体制の万全に努めている。

なお、市では愛知県豊田市、長野県飯田市及び小諸市、神奈川県大磯町と「災害時における相互応援協定」を締結しているが、今後新潟県長岡市と相互応援協定を締結するなど、更に県外の市町村との相互応援協定を検討するものとする。

2 県内相互応援

(1) 消防相互応援協定

岐阜県および県内市町村は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき消防に関し相互に応援するため、「岐阜県広域消防相互応援協定」を締結している。

(2) 災害時相互応援

岐阜県および県内市町村は、災害対策基本法第67条の規定に基づき、災害発生時の応急措置に関し相互に応援するため、「岐阜県および市町村災害時相互応援協定」を締結している。

この協定では被災市町村の応援要請に基づかない自主的な相互応援体制についても整備している。

3 市内事業所等との積極的な応援協定の締結

市は、郵政公社中津川郵便局と災害時に関わる覚書と、協同組合中津川建設協会及び恵北建設業協同組合と災害時における応援協力に関する協定を締結しているが、災害時における飲料水、食糧、生活物資、燃料、各種資機材、用地の確保、情報収集及び伝達、医療の確保等を更に充実するため、今後は積極的に応援協定を締結していくものとする。

4 その他の応援体制

(1) 緊急消防援助隊

県内で発生した地震等の大規模災害時における人命救助活動等をより効果的かつ充実したものとするため、全国の消防機関相互による迅速な救助体制として「緊急消防援助隊」が設置されている。県内で発生した災害の初期消火・救助活動を迅速に行うため、国の緊急消防援助活動を県内の災害にも活用できるようにする。この「緊急消防援助隊」は県防災隊の一員として活動する。市はこれにより、県支部を通じ災害時の要請をすることができる。

(2) 広域緊急援助隊

国内大規模災害に都道府県の枠を越えて広域的に即応でき、高度の救出能力と自活能力を有する「広域緊急援助隊」が管区警察局単位に設置されている。市はこれにより、県支部を通じ災害時出動の要請をすることができる。

(3) 広域航空消防応援

市が消防組織法第24条の3の規定に基づき、他の都道府県の市町村にヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請するときは、「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」によるものとする。

(4) 広域航空消防応援の要請および決定通知ルート

ア 応援要請の際、明示すべき事項

(ア) 要請先都道府県

(イ) 要請者・要請日時

(ウ) 災害の発生日時・場所・概要

(エ) 必要な応援の概要

イ 応援の種別

(ア) 調査出動・・・現場把握・情報収集・指揮支援等

(イ) 火災出動・・・消火活動

(ウ) 救助出動・・・特別な人命救助活動(付随する救急搬送含む。)

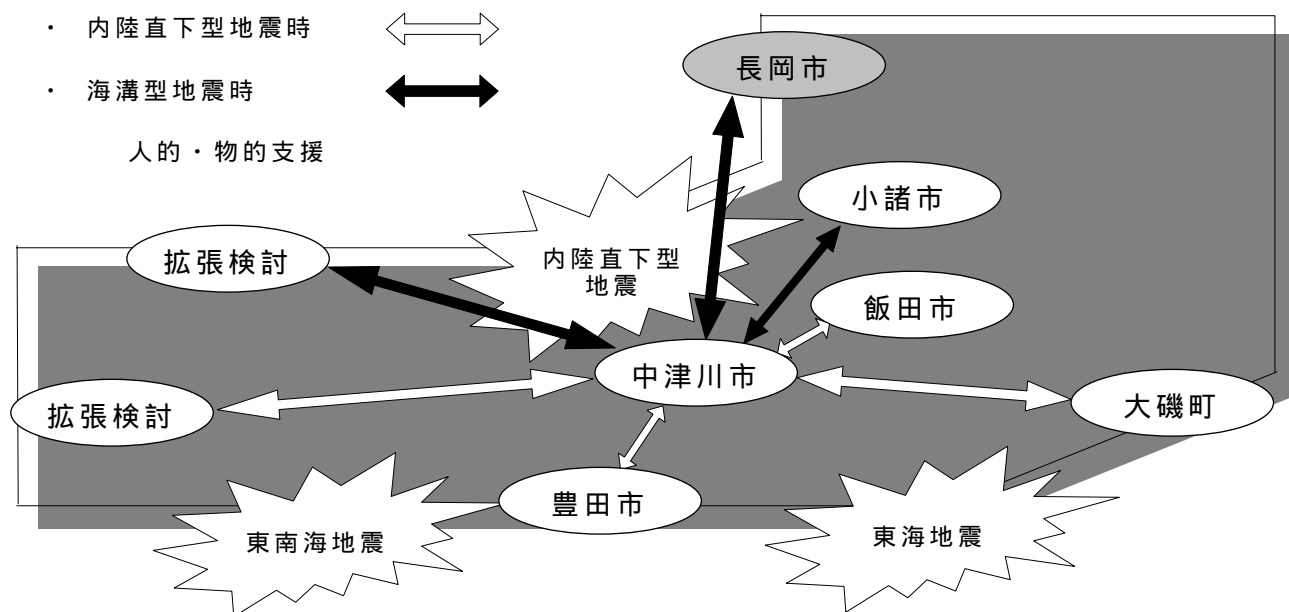
(エ) 救急出動・・・救急搬送(を除く。)

(オ) 救援出動・・・救援物資・資機材・人員等の輸送

5 災害時相互応援協定の拡充

予想される東海地震等の大規模災害時には、自治体間の相互応援が必要不可欠であり、市独自の応援協定としてこれまでに長野県飯田市、愛知県豊田市、旧山口村から引き継ぐ長野県小諸市、神奈川県大磯町との間で災害時相互応援協定を締結しているが、今後さらに拡充し、緊急時の応急対応に備える必要があり、新潟県長岡市との応援協定を進めていく。

協定拡張ポリシーのイメージ



第3節 情報体制の確立

災害時に防災関係機関相互の連絡や地域住民に的確な情報を伝達するための通信を確保するため、多様な通信手段の整備に努めると共に通信施設の安全性を確保するために必要な予防措置を講じる。

- 1 市民安全情報ネットワーク等
- 2 市防災行政無線の見直しと整備
- 3 防災関係機関の防災相互通信用無線等
- 4 非常通信体制の整備
- 5 西日本電信電話株式会社の災害対策用無線等
- 6 防災相互通信用無線等
- 7 その他通信網の利用
- 8 衛星携帯電話による通信
- 9 岐阜県総合防災情報システムの活用
- 10 防災対策支援システムの整備
- 11 情報収集・伝達方法の多様化
- 12 情報システムの高度化

1 市民安全情報ネットワーク等

本市の防災関係機関との連絡手段としては、県および近隣市町村または各地域総

合事務所とは岐阜県防災情報通信システムが設置され、また、本庁舎、コミュニティセンターとの連絡手段として、移動系防災行政無線が設置されている。

市民との情報連絡手段としては、携帯電話のメール機能を活用した「中津川市民安全情報ネットワーク」と同報系防災行政無線施設等がある。その他の方法として市広報車・消防車両（消防署、消防団等）による巡回、中津川市農業協同組合の有線放送施設等により補完されている。また、新たな情報伝達収集システムとして「光ファイバーによる情報通信ネットワーク」の活用を検討する。

防災に関する情報の収集、伝達、災害応急対策の指示命令の迅速化を図るため、市民安全情報ネットワークの活用はもとより、県総合防災情報システム、災害時優先電話、県防災情報通信システム、インターネット等の活用、アマチュア無線団体との定期的な訓練を実施し、施設・設備等の点検、整備を充実する。また、万一これら施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め、通信連絡機能の維持を図る。

【参照】資料編 8 - 2 中津川市防災行政無線設備

【参照】資料編 8 - 3 災害時優先電話一覧

【参照】資料編 8 - 4 岐阜県防災情報通信システム連絡先一覧

【参照】資料編 8 - 5 岐阜県防災情報通信システム設置場所

2 市防災行政無線の見直しと整備 【市長公約】

市は、住民に対する災害広報を即時かつ一斉に実施するための同報系無線通信施設と災害現場、各地域との通信を確保するための移動系無線通信施設を備えている。

特に同報系防災行政無線のうち、中津川地区においては戸別受信機を各世帯等に設置しておらず、拡声子局（パンザマスト）方式で市民等に情報伝達しているため、設置当初から十分な配置がされていないことに加え、今日の住環境、住宅建築構造の変化や、気象条件（大雨や風等）によって効果が低い事などがあり、市民からの改善要望が多い。今後の整備及び改善については、費用対効果及び活用性等について十分な検証と協議が必要であるが、現施設の機能の保守と一層の信頼性の向上を図っていききたい。また、平常時からの定期的点検及び随時実施している保守点検を今後も実施するとともに、迅速で的確な運用の習熟に努める。

【参照】資料編 8 - 2 中津川市防災行政無線設備

3 防災関係機関の防災相互通信用無線等

中津川市消防本部や警察等の防災関係機関は、防災相互通信用無線局を備えている。

市は、災害時に際し、防災相互通信用無線局と相互に連絡を密にし、災害対策を緊急かつ円滑に推進できるよう、防災訓練等を通して連携体制の確立を図るものとする。また、通信施設の被災等に備え、あらかじめ相互利用等の協力体制の整備を推進する。

4 非常通信

市は、県および防災関係機関とともに、災害時等に、加入電話または自己の所有する無線通信施設等が使用できない場合または利用することが困難となった場合に

対処するため、電波法（昭和25年法律第131号）第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、岐阜地区非常通信協議会の活動を通して、非常通信体制の整備に努める。

5 西日本電信電話株式会社の災害対策用無線等

西日本電信電話株式会社は、災害時における通信を確保するため、これら災害対策用無線等の整備に努めるものとする。

6 防災相互通信用無線等

災害現地において、相互の連絡を密にして災害応急対策を迅速かつ的確に推進するため、防災相互通信用無線局の整備に努めるものとする。

また、消防機関は、消防機関相互の連絡を密にするため消防無線の共通波を備えた無線局を整備するよう努める。

7 その他通信網

(1) アマチュア無線

県が平成9年2月24日に「アマチュア無線による災害時の情報伝達に関する協定」を（社）日本アマチュア無線連盟岐阜県支部と締結したのを受け、本市においてもその責務を果たしていただいていたが、更に災害時における非常通信体制を確保するため、平成18年4月「中津川市災害無線通信奉仕協力員設置要綱」を定め、災害無線通信奉仕協力員証を市長名で交付するなど、アマチュア無線団体との連携体制を整備している。

(2) インターネット

市は、市内外へ被災情報、支援情報、生活情報等を提供するため、インターネットの積極的な活用を検討し、より有効な災害時通信体制の整備を図る。

(3) タクシー無線

市は、機動的な災害時緊急情報を収集するため、関係機関と協議し、タクシー無線の活用を検討する。

(4) 携帯電話中継局の整備

移動体通信サービスを行う企業と協力して中継局を整備し、通信サービス不能区域の解消に努める。

(5) 無線施設等のバックアップ体制の整備

無線施設を地震災害時に確実に機能させるため、バックアップ体制の充実に努める。

ア 無線従事者の養成

災害時の無線従事者確保のため、無線従事者を広く養成する。

イ 無線施設の整備

災害時の停電による無線施設の作動不能や庁舎の倒壊による使用不能を想定し、緊急発電施設および固定系無線可搬型親局を整備する。

8 衛星携帯電話による通信

大規模災害が発生し、有線施設等の施設が被害を受け、通信不能となった場合や、孤立集落地区との非常通信手段として衛星携帯電話により通信を確保するため、早急に検討を進めるものとする。

9 岐阜県総合防災情報システムの活用

県は、情報収集力を向上させるため、高速・大容量の通信が可能な「情報スーパーハイウェイ（光ケーブル）」を活用し、県、市町村等の防災関係機関をネットワーク化した「岐阜県総合防災情報システム」を整備しており、この機能を十分活用するものとする。

10 防災対策支援（GIS）システムの整備

災害対策本部が災害対策の中核として有効に意志決定機能を発揮するには、常に災害対策に必要な情報が適時、適切な形で災害対策本部に集約され、さらに、その決定事項が地域住民に迅速、的確に伝達される防災情報システムとして、地理情報システム（GIS）を整備する。

11 情報収集・伝達方法の多様化

（1）ヘリコプターによる情報収集

ア 防災関係機関

県防災ヘリコプター・県警ヘリコプター・自衛隊ヘリコプターは、県は震度 5 弱以上、自衛隊は震度 6 弱以上の地震が発生した時に、自主的に情報収集活動を行う。

イ 協定書による情報収集

民間航空会社と航空機による情報収集協定を検討する。

（2）職員による情報収集

ア 地域災害情報収集者

迅速な情報収集を行うため、あらかじめ地域災害情報収集者を指名する。

イ 一般職員

指定された出勤場所への参集途上で可能な限りの情報を収集するため、必要とする情報を記載する「災害情報用紙」を作成し、職員に周知する。

（3）被災現場からの情報収集

連絡所長、副主任、地域災害情報収集者は、直接被災現地へ赴き災害情報を収集する。

ア 地域災害情報の収集と伝達

イ 自主防災組織等との連絡体制の確立

ウ 「現地災害対策本部」の設置要請

（4）協力民間業者からの情報収集

情報システム、ネットワークシステムの保守委託業者などの協力を得て、被災現場の技術者から被災状況と復旧見込みなどの情報を取得する。

12 情報システムの高度化

（1）道路被害情報通信システム

災害時の道路に関する被害・規制情報について、関係機関を結ぶ情報ネットワークシステムの構築を調査・研究する。

（2）画像情報収集・連絡システム

画像監視カメラ等デジタル通信による画像情報収集・連絡システムの導入について調査・研究する。

第4節 医療・救助・救護体制の確立

大規模災害発生時には医療救護需要が極めて多量、広域的に発生することが予想され、かつ即応体制が要求されるため、これに対応できる応急医療体制を整備する。

また、災害時に大量に必要となることが想定される医薬品等を確保・調達する体制を整備する。

- 1 救助施設・設備等
- 2 医療（助産）救護活動体制の確立
- 3 地震災害等医療（助産）救護計画の策定
- 4 県の体制
- 5 医薬品等の確保
- 6 災害医療の普及・啓発
- 7 効率的な医療の確保

1 救助施設・設備等

人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣、空気呼吸機等の救出用資機材について、有事の際にその機能が有効適切に運用できるように整備、改善、点検に努める。また、自動体外式除細動器（AED）の整備拡充にも努める。

【参照】資料編 4 - 3 消防車両及び救助用資機材保有状況

【参照】資料編 4 - 6 AED設置場所一覧

2 医療（助産）救護活動体制の確立

市は、災害時の迅速な医療（助産）救護を実施するため、恵那医師会、中津川歯科医師会、中津川薬剤師会と連携し医療救護班を編成し、自主防災組織を活用して医療・助産救護体制の確立を図る。

3 地震災害等医療（助産）救護計画の策定

市は、医療（助産）救護活動体制を確立し、医療（助産）救護活動に万全を期すため、医療機関の協力の下に、地震災害等医療（助産）救護計画を策定する。

- (1) 医療救護施設（救護所、救護病院）の設置
- (2) (1)以外の医療機関への対応
- (3) 搬送体制
- (4) 医療ボランティア受入れ体制整備

4 県の体制

市および県は、医療、助産救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るため必要な医療、助産体制の整備拡充を図るものとする。

- (1) 後方医療体制の確立

県は、市が行う医療、助産救護活動体制の確立について協力するとともに、広域救護病院等の後方医療体制の確立を図る。

(2) 広域災害・救急医療情報システムの整備

県は、市、消防機関、医師会その他医療機関を相互に結び、災害時における空ベッド、医療従事者、道路等を迅速かつ的確に把握できるシステムを構築する。

(3) 災害拠点病院の整備（中津川市民病院）

県は、災害時において医療救護の拠点となる病院を平成8年度に選定したが、さらに継続的医療供給体制を整備する。

ア 基幹災害医療センター…岐阜県総合医療センター

地域災害医療センターの機能＋災害医療に関する研修機能

イ 地域災害医療センター…二次医療圏で1病院（岐阜赤十字病院、大垣市民病院、木澤記念病院、中津川市民病院、高山赤十字病院）

(ア) 医療救護チーム育成・耐震化促進・貯水槽・自家発電装置整備

(イ) 医薬品・医療整備材料の備蓄・ヘリポート整備等

(ウ) 災害医療支援機能

a 重篤救急患者の救急医療を行う高度診療機能

b 患者の受け入れ、搬出を行う広域搬送機能

c 自己完結型医療救護チームの派遣機能

d 地域医療機関への応急用資機材の貸出機能

5 医薬品等の確保

市は、次のとおり医薬品等の確保体制に努めるものとする。

(1) 救急医薬品、医療用資機材の備蓄、調達体制の整備、在庫量の把握

(2) 医療用血液の備蓄（血液センター）、輸送体制の確保、献血促進

6 災害医療の普及・啓発

市は、AED、心肺蘇生法、応急手当、トリアージの意義等に関し、消防機関、医療機関等とともに住民への普及・啓発に努めるものとする。

7 効率的な医療の確保

(1) 技術の取得および研修

効率的な医療を確保するため、医療機関と連携して、トリアージ（選別）技術、災害時に多発する傷病の治療技術等の研修を実施する。

トリアージの基準例については、県防災計画（地震対策編）第2章第2項第4節に定めるところによるものとする。

(2) 災害医療の普及・啓発

心肺蘇生法、応急手当、トリアージに関し、市民への普及・啓発に努める。

第5節 緊急輸送等の確立

災害情報の収集、人命救助、救援物質の輸送等、迅速な災害救助を行うため、ながらがわ防災ヘリポートの他、緊急離着陸場を設定するとともに、市および県は、防災関係機関の協力を得て、常に緊急離着陸場の機能を有するようその整備と、離着陸訓練等を計画的に実施するものとする。

また、大規模震災時には、道路・橋梁等の損壊、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多い。

市は、迅速な災害応急対策を実施するため、あらゆる交通手段を活用した緊急輸送のネットワーク化を図り、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行うルートを確認する体制を整備する。

- 1 緊急離着陸場の選定
- 2 ヘリポート等の整備
- 3 緊急輸送道路の指定
- 4 一時集積配分拠点の設置

1 緊急離着陸場の選定

市は、道路の損傷により陸上輸送が不可能となった場合のヘリコプターによる空輸、あるいはヘリコプターによる救急・救助、林野火災の空中消火の基地として、中津川公園に1箇所緊急離着陸場確保しているが、合併により市域が広域化したことに伴い、各総合事務所およびコミュニティセンター単位での緊急離着陸場の確保をしていくものとする。

【参照】資料編 6 - 1 防災ヘリポート緊急離着陸場及び飛行場外離着陸場一覧

2 ヘリポート等の整備

市は、ヘリコプターが災害時のみならず訓練、行政等においても常時使用できるヘリポート、飛行場外離着陸場（ヘリストップ）の整備促進に努めるほか、救助用スペースの設置の指導を図り、また緊急離着陸場においても、ヘリコプターの離着陸場においてもヘリコプターが安全に離着陸できるように、周囲に障害物となるものが生じないように維持管理に努めるものとする。

3 緊急輸送道路の指定

県は、地震発生後の緊急輸送の確保の観点から広域的な役割を果たすもの、地区内の災害応急対策の輸送を果たすもの等、その役割から緊急輸送道路を、次の区分によりネットワークを構築する。

(1) 第1次緊急輸送道路

県庁所在地および地方生活圏の中心都市等の重要都市を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路

(2) 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と知事が指定する地域防災拠点（市役所、県土木事務所等）

を相互に連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路

(3) 第3次緊急輸送道路

第1次・第2次緊急輸送道路と知事が指定する地区防災拠点（連絡所、避難場所等）を相互に連絡し、地区内の緊急輸送を担う道路

(4) その他

緊急輸送道路は代替性を考慮したネットワークを構築するとともに、河川敷道路、広域農道等を含め、道路種別に関係なく有効なネットワークを指定する。

【参照】資料編 6 - 2 緊急輸送道路確保路線一覧

4 一時集積配分拠点の設置

地震による災害が発生した場合において、被災地の物資の輸送を迅速かつ効率的に実施するために、一時集積配分拠点候補施設を被災地周辺に確保し、市へ搬入する食料および生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点として設置する。

【参照】資料編 6 - 3 一時集積配分拠点施設一覧

第6節 防災訓練対策

災害時において、県、市、防災関係機関、市民、近隣自治体等が連携して防災活動が行えるよう、平常時から防災訓練を実施する。

市計画に定める災害応急対策を実施するための防災に関する訓練は、本計画に定めるところによるものとし、防災環境の変化に対応したより実践的で実行性のあるものとする。

また、市は、訓練の実施にあたっては、地域分散型とし、各地域の特性を反映させたものとする。

- 1 基本方針
- 2 防災訓練の実施
- 3 消防訓練の実施
- 4 避難等救助訓練の実施
- 5 その他の訓練の実施
- 6 総合防災訓練の実施
- 7 各部門別訓練の実施
- 8 災害図上訓練の実施
- 9 地震防災訓練の実施

1 基本方針

市および市域内の防災機関あるいは防災上重要な施設の管理者等は、地震、水害、火災等それぞれの地域（施設）において発生が予想される災害の具体的な想定に基

づいて、災害予防責任者および防災業務従事職員ならびに地域住民の処置すべき応急的な対策について実地するものとする。

なお、訓練を実施するにあたっては、次の点に留意するものとする。

(1) 防災関係機関の応急対策の体制

防災訓練を通じて、防災関係機関の組織体制の機能を確認、評価等を実施し、危機管理体制の実効性について検証するとともに、防災関係機関相互の協力の円滑化を図る。

(2) 住民防災意識の高揚

住民1人1人が防災訓練に際して、日常および災害発生時に「自らがなにをすべきか」を考え、危機（自然災害、事故等）に対して十分な意識を持って準備を講じることができるよう実践的な訓練により住民の防災意識の高揚と知識向上を図る機会とする。

2 防災訓練の実施

防災思想の高揚は、訓練を実施することによって一層の成果をあげるものである。したがって防災関係機関が中心となって、公共的団体、民間協力団体、学校および地域住民等あらゆる機会をとらえて科学的、かつ計画的な、図上または実働訓練の実施を重ね、責任の自覚と技術の錬磨を図る。

3 消防訓練

市本部は、市の消防に関する計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか必要に応じて大火災を想定し、市本部または県本部が合同して実施するものとする。実施にあたっては、関係機関が緊密な連絡をとり必要に応じて他の関連訓練と併せて実施するものとする。

4 避難等救助訓練

市本部その他関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため消防等の災害防ぎょ活動と併せ、または単独で訓練を実施するものとする。なお、学校、病院、社会福祉施設、工事事業所、作業場、スーパー等にあっては、収容者等の人命保護のため特に避難についての施設を整備し、訓練を実施するものとする。また、社会福祉施設における具体的な訓練は、災害が発生したときの避難場所、避難（誘導）方法、その他細部にわたる計画を施設管理者が樹立し、社会福祉施設においては年2回以上（児童福祉施設においては月1回）の避難訓練を消防機関等の協力を得て行うものとする。うち、入所型の社会福祉施設においては、夜間または夜間を想定した避難訓練を1回以上実施するものとする。

5 その他の訓練

災害応急対策実施者は、応急対策を実施するため必要な事項について関係機関と緊密な連絡をとり、それぞれの計画に基づいて円滑な遂行を図るため、他の訓練と併せまたはそれぞれ単独で訓練を実施するものとする。

(1) 災害警備

(2) 気象警報等の伝達

(3) 災害応急対策従事者の動員

(4) 災害情報等収集・伝達

(5) 道路交通対策および緊急輸送対策

(6) その他

6 総合防災訓練

市本部は、各防災関係機関と合同して、次の訓練を実施するものとする。

訓練種目	訓練実施機関
警報等伝達訓練	自主防災組織、消防団、警察機関、通信機関、市民
本部開設運営	
広報	
情報収集・伝達	
緊急物資輸送	
倒壊建物除去	
ライフライン復旧	
職員動員	
応急復旧	
航空偵察	
ボランティア受入れ活用	
救護	
現地本部訓練	
通信訓練	市、その他通信機関
避難訓練 避難誘導	市、消防団、消防機関、警察機関、自主防災組織、住民
救出訓練 救出救護	消防機関、警察機関
医療訓練 医療救護	市、日赤、医療機関、住民
炊出	市、県、自主防災組織、住民
水防訓練	消防団、消防機関、自主防災組織、住民
消防訓練	消防機関
広域応援訓練	災害応援協定締結機関
その他訓練	関係各機関

なお、毎年 9/1 前後の日曜日に自主防災組織を主体とした地域防災型の訓練を実施する。訓練の回数や内容は各地域で決定し、市はこれらの支援を行っていく。

7 各部門別訓練

市の各施設においては、防災訓練計画をたて、それぞれ実施するものとする。

訓練の回数および訓練科目はおおむね次の通りとする。

施設	回数	科目
保育所および幼稚園	毎月1回以上	初期消火訓練 避難訓練 地震対策訓練 夜間訓練
市民病院	2月に1回以上	
小中学校	毎学期に1回以上	
老人福祉施設	2月に1回以上	
文化会館	半年に1回以上	
市庁舎	1年に1回以上	

なお、民間における不特定または多人数の利用施設あるいは収容施設等においても、上記に準じ防災訓練を実施するよう指導する。

8 災害図上訓練

市は、少なくとも毎年1回以上自主防災組織、消防機関、警察機関、学校等関係機関も協力を得て、地震、水害、火災等を想定した、より実践的な想定のもと図上訓練を実施するものとする。

9 地震防災訓練

防災関係機関、市民、事業所等の協力の下に、大規模地震を想定した総合的な防災訓練を実施する。

(1) 東海地震を想定した予知型対応訓練

東海地震予知情報、警戒宣言により、あらかじめ予告された地震に対する災害応急対策を考慮した実践的な訓練を実施する。

(2) 動員訓練

初動体制を確保するため、職員の自主参集基準を明確化し、迅速な動員体制を整備する。

第5項 緊急物資備蓄対策

第1節 食糧、飲料水、生活必需品の確保対策

大規模な災害が発生した直後の住民の生活を確保をするため、食料、飲料水、生活必需品および防災資機材等の備蓄ならびに調達体制の整備については、本計画の定めるところによるものとする。

- 1 災害対策物資の備蓄についての基本方針
- 2 食料および生活必需品の確保
- 3 飲料水の確保
- 4 その他災害救助物資の備蓄

1 災害対策物資の備蓄についての基本方針

(1) 発災初期の備蓄の対応

発災初期については、個人の備蓄を中心に対応するものとし、災害発生後3日分の生活に必要な食料・物品等は原則として個人が備蓄するものとし、市はその啓発に努めるものとする。

(2) 公共備蓄の考え方

公共備蓄は次によるものとする。

ア 公共備蓄すべきもの

(ア) 緊急に必要なもの

(イ) 業者の在庫から調達が困難なもの

(ウ) 流通在庫の不足量を補完するためのもの

イ 公共備蓄の市(自主防災組織を含む。)と県との役割分担

市と県との役割分担は次のとおりとするが、市の備蓄の実態を勘案し、当分の間は、市が備蓄すべきものについて県においても非常供給用として備蓄する。

(ア) 市：水、食料、生活必需品等災害発生後直ちに必要なもの

救急・救助活動資機材等緊急性の高いものおよび使用頻度の高いもの

(イ) 県：使用頻度は低いがあると便利なもので高価なもの

ウ 集中備蓄と分散備蓄

(ア) 集中備蓄：大型で数量が少なく、緊急性を有しないもの

市……防災備蓄倉庫(防災拠点)、近隣との共同備蓄

県……主備蓄場所

(イ) 分散備蓄：大量で災害発生後直ちに必要なもの、危険分散すべきもの

市……防災備蓄倉庫、総合事務所、コミュニティセンター、地域
防災備蓄倉庫(コンテナ)

県……県庁、各総合庁舎、県広域防災センター備蓄庫等

(3) 防災備蓄整備計画(10ヵ年)の策定

各地域の現状を把握し、市本庁舎にある防災備蓄倉庫を中心に各総合事務所およびコミュニティセンター等、地域防災備蓄倉庫や備蓄資機材を計画的に配備していき、分散備蓄体制をとるものとする。

(4) 市および県の備蓄

市および県の備蓄は備蓄経費の削減を図るため、原則として流通備蓄(流通在庫調達)とし、公共備蓄すべきもの以外は流通在庫により、食料、生活必需品等の確保を図るものとする。

2 食料および生活必需品の確保

(1) 市は、災害が発生した場合、緊急に必要とする食料および生活必需品を確保・供給するため、あらかじめ次の措置を講ずるものとする。

ア 緊急食料および生活必需品の調達・備蓄計画の策定(被災者、特に災害時要援護者等のニーズに十分配慮する。)

イ 市内における緊急物資流通在庫調査

ウ 緊急物資調達に関する機関、業者との調達協定の締結

大量調達が可能であり、市中流通の混乱の少ない製造業者、卸売業者等を中心に、調達に関する協定を締結する。

エ 緊急物資調達に関する相互応援協定の締結

オ 公共備蓄すべき物資の備蓄

カ 緊急物資の集積場所として、緊急輸送道路・ヘリポートとの位置関係から選定した一時集積配分拠点施設を利用

キ 住民、事業所等に対する緊急物資確保の啓発、指導

ク 炊き出し要請先リスト作成(学校給食施設、炊飯業者・外食事業者等の給食施設、自衛隊施設等)、必要に応じ炊き出しに関する協定の締結

(2) 住民は、次のとおり、災害が発生した場合の緊急物資の確保に努めるものとする。

ア 3日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄(乳幼児、高齢者等の家族構成に配慮)

イ アのうち、非常持出品の準備(2~3日程度の食料、防災用品(懐中電灯、携帯ラジオ、救急用品等)等)

ウ 自主防災組織等を通じての助け合い運動の推進(共同備蓄の推進等)

(3) 病院、社会福祉施設、企業、事業所等は、利用者、入所者等の特性に応じた物資の備蓄に心掛けるものとする。

3 飲料水の確保

(1) 市は、災害が発生した場合の応急飲料水を確保するため、あらかじめ次の措置を講じるものとする。

ア 岐阜県水道災害相互応援協定および日本水道協会中部地方支部災害時相互応援協定に基づく他の水道業者からの応急給水等を含む応急給水計画の作成

イ 応急給水用資機材等の整備

(ア) 飲料水兼用貯水槽、鋼板プール

- (イ) 給水タンク、可搬式ろ過機、給水車
- ウ 湧き水、井戸水の水質検査による飲料水の把握
- エ 管工事協同組合等との協力体制確立
- オ 復旧資材の備蓄
- カ 住民、事業所等に対する貯水、応援給水について指導
- (2) 住民は、次のとおり、災害が発生した場合の応急飲料水の確保に努めるものとする。
 - ア 家庭における貯水
 - (ア) 1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の3日分を目標に貯水する。
 - (イ) 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。
 - (ウ) 貯水容器は、衛生的で安全性が高く、地震動により水もれ、破損しないものとする。
 - イ 自主防災組織を中心とする飲料水の確保
 - (ア) 給食給水班(物資供給班)の編成
 - (イ) 地域の井戸、泉、河川、貯水槽等飲料水への利用可能な水の把握
 - ウ 応急給水用資機材の確保
 - 可搬式ろ過機、ポンプ、給水タンク、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム、ポリ袋、燃料等
- 4 その他
 - (1) 災害救助物資の備蓄
 - 災害救助用物資としての備蓄状況は、次の計画のとおりである。
 - 主要食糧等 **風水害等対策編第1章第6項第3節「食糧供給計画」**

第2節 防災資機材の確保

大規模災害時には、現在の警察、消防、自衛隊等の装備だけでは効率的な応急対策活動ができないことが予想され、地震直後の迅速な応急活動のために、平素から地域における防災資機材の整備を進め、地域防災力の充実強化を図る。

- 1 防災資機材の充実強化
- 2 地域における防災資機材の整備

- 1 防災資機材の充実強化
 - 市は、防災資機材の確保を図るため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 防災活動上の資機材、救助活動上の資機材等の備蓄
 - 市が備蓄する資機材……情報通信機器および防災・救助活動用資機材
 - (2) 重機類借上げ等に関する協定の締結

当市は、平成15年および平成17年に各建設業協会と協定の締結をしており、災害発生時においてはこの協定により、重機類および要員の借上げ等を行うものとする。

2 地域における防災資機材の備蓄

市は、各地域において防災資機材の配備に務め、防災活動の充実に努めるものとする。

【参照】資料編 4 - 1 防災倉庫及び水防倉庫一覧

【参照】資料編 4 - 2 防災応急資機材保有状況

第6項 災害時要援護者対策

高齢者、障がい者、傷病者等の災害対応能力の弱い者（以下、災害時要援護者という。）の安全確保のための対策は、本計画に定めるところによるものとする。なお、社会福祉施設の避難等救助訓練については、本章第4項第6節「防災訓練対策」の定めるところによるものとする。

また、災害時要援護者についての具体的な防災対策および応急救助対策のあり方については県が別に定めている「市町村における災害時要援護者支援マニュアル作成の手引き 災害時要援護者支援対策マニュアル」を参考に実施するものとする。

- 1 基本方針
- 2 地域での支援体制づくり
- 3 災害時要援護者の状況把握
- 4 防災知識の普及、啓発、防災訓練の実施
- 5 市における措置
- 6 施設、設備等の整備
- 7 人材確保とボランティアの活用
- 8 外国人対策の推進
- 9 社会福祉施設における措置

1 基本方針

近年の災害においては、災害時要援護者が災害発生時に犠牲になるケースが多くなっている。今後、超高齢化社会によって高齢者等の災害時要援護者数は益々増加することが予想され、市および社会福祉施設等の関係機関は、関係団体、地域住民等の協力を得て、災害時要援護者の実態把握とその具体的な支援体制を確立するものとする。なお、支援体制の確立にあたっては、災害発生時における避難、支援等について災害時要援護者を優先させる等災害時要援護者に配慮した体制の確立を図るものとする。

2 地域での支援体制づくり

市は、災害発生時に、地域での災害時要援護者の安全確保を図るため、平常時より災害時要援護者の実態把握につとめ、情報伝達、避難誘導、救助等の体制づくりを自主防災組織、地域消防防災活動協力員、民生委員、警察活動協力員、地域住民等の協力を得て進めるものとする。

3 災害時要援護者の状況把握

- (1) 消防団および自主防災組織等は、健康福祉部と連携して日頃から地域に居住する災害時要援護者の情報把握に努め、地震災害時に災害時要援護者の安否確認を行う体制を確立する。

(2) 災害時要援護者は、自主防災会長・民生委員・児童委員・福祉委員および近隣の市民、福祉施設等のつながりを保ち、災害時に自らの安否等を連絡できる体制を整える。

4 防災知識の普及、啓発、防災訓練の実施

地域における災害時要援護者の支援にむけて、また、災害時要援護者自身が自らの災害対応能力を高められるよう、地域住民、災害時要援護者等を対象に防災知識の普及、啓発、防災訓練を行うものとする。

訓練時においては、次の事項に留意するものとする。

(1) 災害時要援護者自身が介護方法、医療データ（通院先、常備薬等）、日常生活に必要な用具、ほ装具、特定の医療品等の入手方法、日常時の連絡先等を記したものを携帯するよう助言を行う。

(2) 災害の発生時に避難誘導、救出等を行う者を地域で複数指名しておく。

(3) 避難場所への避難を行った際は、避難場所または地域で災害時要援護者を支援しながらともに協力して生活するものとする。

(4) 市民は、積極的にボランティアとして活動する等、災害時要援護者の生活についての知識の習得に努める。

5 市における措置

(1) 災害時の災害時要援護者の確認と措置

市は、災害発生後、消防等関係機関の協力を得て、ひとり暮らし老人、障がい者、難病患者等の名簿（災害時要援護者台帳）や地図あるいは警察（交番・駐在所）の情報を利用する等して居宅に取り残された災害時要援護者の迅速な発見に努める。

〔発見後の措置〕

1 避難場所への移動

2 社会福祉施設への入所等の緊急措置

3 居宅での生活が可能な場合には、在宅保健福祉サービスのニーズの把握等を実施する。

(2) 避難の長期化への対応

ア 被災した災害時要援護者が多数にのぼり、社会福祉施設への入所のみで対処不能のときは、一時的に一般の避難者とは別の災害時要援護者専用の避難場所の設置等を図り、必要なスタッフを確保するものとする。

イ 産業振興部は特別な食糧（やわらかい食品、粉ミルク等）を必要とする者に対し、その確保・提供を行う。

ウ 基盤整備部は、災害時要援護者の仮設住宅への優先入居を図る。

エ 日本語の理解も十分でない外国人に対し、必要な場合は通訳ボランティアを手配する。

〔通訳ボランティアの主な活動〕

1 負傷者の応急手当の際の通訳

2 各種応急対策の内容の説明

3 その他被災外国人の意思の伝達

6 施設、設備等の整備

災害時要援護者自身の災害対応能力に配慮した緊急通報システム、災害時要援護者の所在等を把握した防災マップシステムおよび災害時要援護者への情報提供設備の導入および普及を図る。

また、避難地、避難路等の防災施設の整備を図るとともに、災害時に社会福祉施設において一定程度の要介護者等を受け入れ可能となるような施設整備を進める。

7 人材確保とボランティアの活用

災害時要援護者の支援にあたり、避難所での介護者等の確保を図るため、非常時よりヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。

また、ボランティアの活用と活動の支援に努めるものとする。

8 外国人対策の推進

災害に対する知識が乏しく、地理に不案内で、かつ、日本語の理解も十分でない外国人に対しては、平常時から多様な言語および手段・経路を通じての基礎的防災情報の提供を行い、防災知識の普及を図る。

9 社会福祉施設における措置

- (1) 市本部との連絡を密にし、市が行う災害時要援護者対策に協力する。
- (2) 社会福祉施設、災害時要援護者を雇用する事業所管理者等は、職員、入所者等に対し、災害時要援護者を災害から守るための防災訓練、防災教育を行う。
- (3) 社会福祉施設等においては、平常時よりボランティア受入等に積極的に取り組み、災害時の人的確保に努める。
- (4) 近隣の大規模事業所等と地震災害時の応援・救援協定を締結し、災害時要援護者の迅速な避難体制の確立に努める。

第7項 孤立地区対策

本市の山間地には小集落が点在しており、こうした地勢は、孤立地域の発生を余儀なくさせることから、本計画の定めるところによりその防止対策を推進する。

- 1 孤立予想地域の実態把握
- 2 通信手段の確保
- 3 災害に強い道路網の整備
- 4 避難場所の確保
- 5 備蓄の確保

1 孤立予想地域の実態把握

本市における災害時の孤立地域の予測は 10 箇所あり、孤立時に優先して救護すべき災害時要援護者や観光客の孤立予測について、平素から把握しておくものとする。

地域名	集落名
中津南地区	川上（かおれ）
落合地区	平石
神坂地区	霧ヶ原
川上地区	海老ノ島
付知地区	下浦
	宮の上
福岡地区	新田
	上田瀬
山口地区	第一区
	峠

2 通信手段の確保

通信手段については、電話、防災行政無線、インターネット、携帯電話、有線放送、アマチュア無線を有効的に利用する他、孤立予想地域における総合事務所に衛星系携帯電話の整備や自主防災リーダーに対し、移動系無線等双方向可能な通信手段を講じていく等、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努めるものとする。

3 災害に強い道路網の整備

孤立予想地域に通ずる道路の防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配意した整備を推進するものとする。

4 避難場所の確保

孤立予想地域ごとに避難場所となり得る公民館等の施設の確保を行うものとする。

5 備蓄

備蓄については、孤立地域内での生活が維持できるように、住民や自主防災組織に対し食料品等の備蓄を指導促進に努める。

第 8 項 防疫予防対策

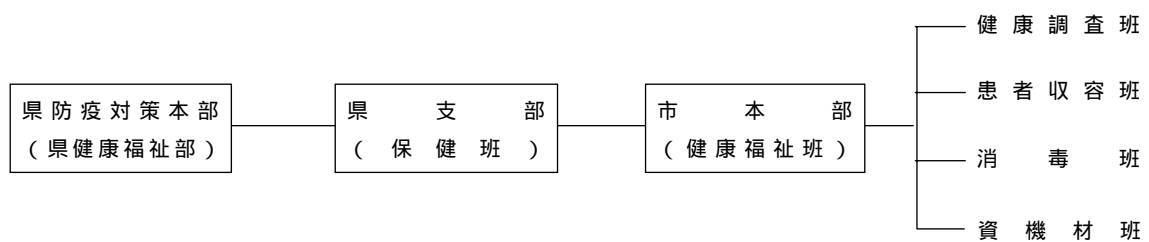
被災地においては、生活環境の悪化、被災者の体力・抵抗力の低下等により、感染症等が発生し、蔓延する危険性が高い。

市は、感染症の発生等を防ぐため、的確かつ迅速な防疫活動を行う体制を確立する。

- 1 防疫体制の確立
- 2 防疫用薬剤等の備蓄
- 3 感染症患者の隔離体制の確立

1 防疫体制の確立

地震災害時における防疫班体制は、次により行う。



2 防疫用薬剤等の備蓄等

市は、恵那保健所、中津川薬剤師会と連携して防疫用薬剤および資機材を備蓄するとともに、調達計画を確立する。

3 感染症患者の隔離体制の確立

市および県は、感染症患者または保菌者の発生に備え、医療機関等の診察体制の確保に努め、患者の搬送体制の確立を図る。

第9項 災害防除に関する対策

第1節 水害予防対策

洪水の発生を防止し、水害による被害の軽減を図るための平常時における水防に関する対策は、本計画の定めるところによるものとする

- 1 洪水予報
- 2 水防警報
- 3 特別警戒水位到達の周知
- 4 浸水想定区域における円滑かつ迅速な確保するための措置
- 5 その他（川の防災情報）

1 洪水予報

県は気象庁と共同で洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川（国指定以外の3河川4地点）について洪水予報を行う。また、国または県が指定した河川について市は、国及び県が指定した「浸水想定区域」ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を市防災計画に定めるとともに、記載した印刷物「洪水ハザードマップ」などを作成して住民に周知しなければならない。

2 水防警報

県は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川（国指定以外の25河川33地点）について水防警報を行う。

3 避難判断水位（はん濫注意水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位）到達の周知

県は、水位情報周知河川（24河川29地点）について、避難判断水位に到達した場合、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、一般に周知する。

流域面積が比較的小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川。上記水位に達した場合、浸水想定区域内の住民に周知することが義務付けられている。

4 浸水想定区域における円滑かつ迅速な確保するための措置

市は、国又は県が指定した河川について、少なくとも国及び県が指定した「浸水想定区域」ごとに、水防法第15条第1項に掲げる事項について、市地域防災計画に定めなければならない。

水防法第15条1項に掲げる事項

- ・ 洪水予報等の伝達方法
- ・ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- ・ 浸水想定区域内に高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を

確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、市長は、中津川市地域防災計画に定められた水防法第 15 条第 1 項に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（いわゆる「洪水ハザードマップ」）の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

5 その他（川の防災情報）

インターネット・携帯電話により雨量や河川水位、ダム情報、河川の映像情報等を住民に提供することによって、水防活動に役立てる。

第 2 節 火災予防対策

火災の発生を防止し、火災による被害の軽減を図るための平常時における火災予防に関する対策は、本計画の定めるところによるものとする。

- 1 消防力の充実整備
- 2 予防査察計画
- 3 消防職団員に対する教養訓練・災害時における的確な判断力の養成
- 4 防火対象物の関係者に対する火災予防の徹底
- 5 防火対象物の管理者に対する指導
- 6 住民に対する火災予防の徹底
- 7 総消防体制の確立
- 8 初期消火体制の確立
- 9 消防計画の樹立
- 10 大規模火災対策の実施
- 11 林野火災対策の実施
- 12 地震火災対策の実施
- 13 危険物火災等の防止

1 消防力の充実整備

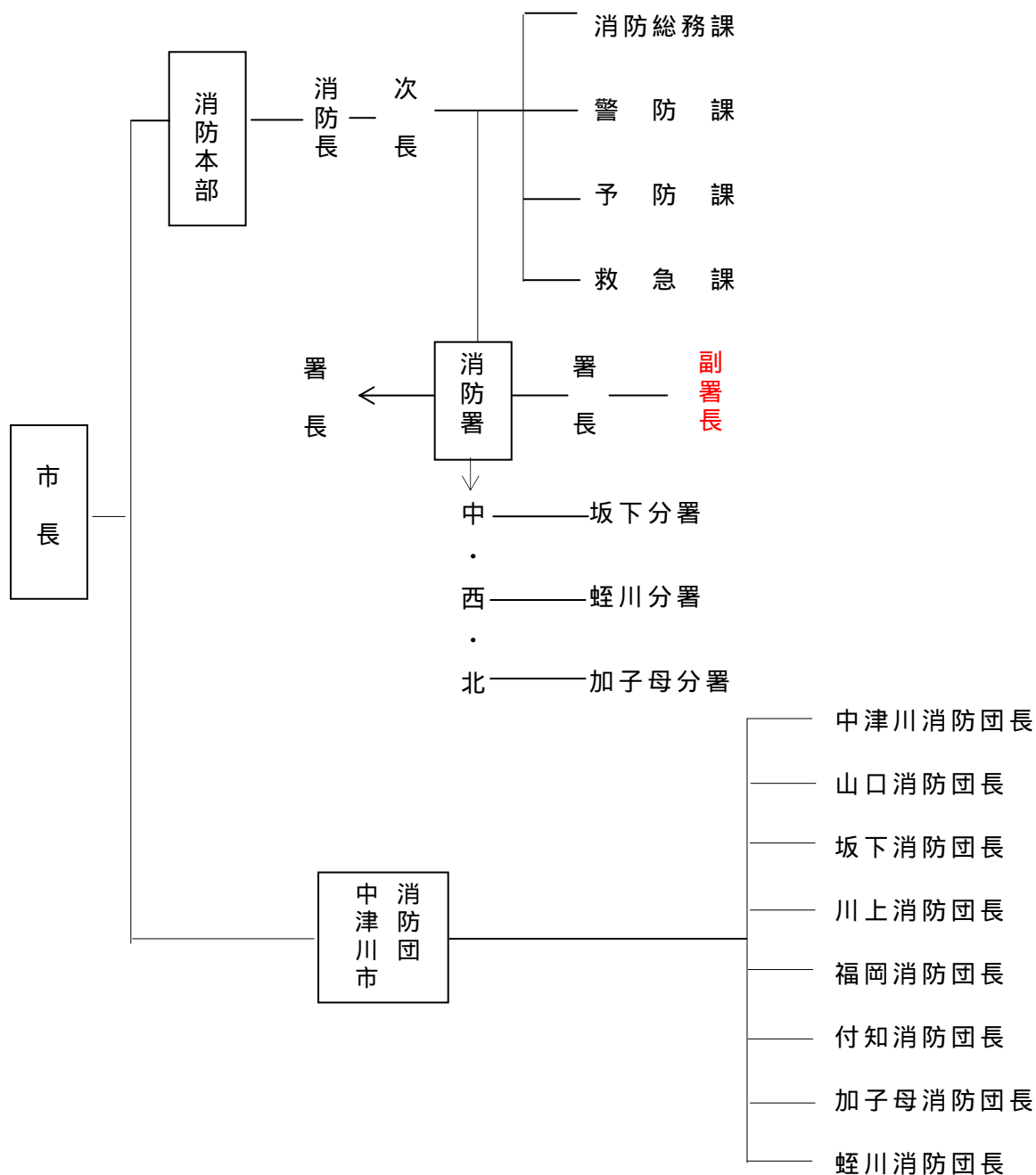
市内における消防組織の確立と消防施設の整備ならびに効率的な運用は次によるものとする。

(1) 消防組織の整備

ア 消防体制の確立

イ 広域応援体制の強化

消防に関する組織



ウ 消防連絡体制の整備

消防職、団員への連絡体制は、市民安全情報ネットワークのメール機能のグループ登録機能を活用することにより迅速的確に実施することとするが、補完機能として従来からの一般加入電話による連絡体制も整備していくものとする。

エ 消防体制の確立

消防団員の人的確保に努めるとともに、各種の災害に対処し得る体制を確立するものとする。また、消防学校への入校促進等人材育成も積極的に進める。

オ 参集体制の整備

消防職、団員の参集基準を整備していくものとする。

(2) 消防施設等の整備

市は、消防活動に万全を期するため、消防施設および資機材の整備を努めるものとする。市における整備にあたって留意を要する点は、次のとおりである。

ア 消防ポンプ車等機械の整備計画

消防署および消防団に配置している消防ポンプ車等機械については、整備計画に基づき更新を図り、小型動力ポンプ、輸送車の配置も順次整備しつつある。消防署においても、老朽車については更新をするとともに、高層建物火災、油火災等に対応する消防用機器の整備、装備の高度化、充実を図る。

イ 消防水利整備計画

消防水利については、市街地および周辺地区の整備強化を計画的に図る。

ウ 消防無線等消防通信施設の整備計画

消防無線機の増設および他の防災関係機関所属の無線局との相互通信に使用する防災相互波の充実を図る。また、機器の老朽化に対しては、整備計画により更新する。

エ 救急車等救急施設および器具の整備計画

救急車は、整備計画をもって更新を図る。また、救急業務の高度化および複雑多様化する各種災害に対応するため、救急救助資機材の充実に努める。

オ 防災拠点施設の整備

市町村合併による市域の拡大に対応するため、防災拠点施設（消防コミュニティセンター）を整備していくものとする。

(3) 消防施設保全計画

ア 消防用機械の保全計画

消防車等の機械器具点検は、毎交替時に実施し、不良箇所の整備、性能の保全に努める。

イ 消防水利の保全計画

異常、故障等早期発見に努めるとともに耐震性貯水槽、防火水槽、消火栓、人工水利、自然水利等のうち、消防指定水利等多元化整備を図るとともに保全に努める。

(4) 消防通信の効率的運用

市は、消防通信施設の効率的運用について、通信規定その保全に努める。

点検整備

- ・ 通常点検
- ・ 特別点検
- ・ 現場点検

2 予防査察計画

予防査察は、別に定める計画のほかこの計画に基づき実施する。なお、防火対象物等の新設時または防火管理上必要な時期においては、特別に実施する。

(1) 定期予防査察

定期予防査察は火災予防のためおよび防火管理の徹底を期するため、次の区分により行う。（春、秋の火災予防運動期間中および文化財防火デーにおける査察については別に計画する。）

ア 消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表1に掲げる防火対象物のうち、多数の者が出入りし、勤務し、または居住する防火対象物

イ 消防法（昭和23年法律第186号）第10条第1項に規定する危険物の製造所、貯蔵所、取扱所（以下「製造所等」という。）で許可を受けた施設

（2）臨時緊急予防査察

ア 市民からの通報その他により、火災の発生のおそれが著しく大である等、特に緊急の必要がある場合

イ 関係者から査察の要請があったとき。

（3）特別予防査察

ア 特に火災発生の危険がある設備が新設されたとき。

イ 消防法施行令第7条に規定する消防設備（同条第2項第1号、同条第3項第3号および第4号ならびに同条第4項第2号に規定するものを除く。）が新設されたとき。

ウ 学校、幼稚園、保育園等で暖房設備を新設したとき。

エ 冬期間で、特に防火管理の徹底を必要とする公用、公共用施設その他必要と認める事業所等の夜間査察

オ 森林火災の予防については、林業振興課と協議し、非常警戒期間の設定、特別防備区域の設定等を行うとともに、住民その他入山者に対し山林火災に対する注意を喚起し、警戒巡視を行う。

3 消防職団員に対する教養訓練・災害時における的確な判断力の養成

災害の予防あるいは防火活動等の万全を期するため、消防団職員に対して必要な専門的な知識、技術の向上等を目的とした教養訓練に努めるものとする。なお、市における計画は、次のとおりとする。

科 目	種 目	回 数
学 科	訓育（初任、現任、幹部、団員、防火クラブ）	2
	火災防ぎょ	2
	防災と救助	1
	消防機器	1
	家庭査察	2
訓 練	消防訓練（防災、操法、放水、非常招集、人命救助訓練等）	12
	点検と礼式訓練（毎月1日、15日）	24
特 科	水防工法	1

また、消防訓練の徹底と民間防災組織である自主防災組織、女性防火クラブ、少年防火クラブとが一致連携した防災体制の確立を図るため、防災訓練を実施する。

4 防火対象物の関係者に対する火災予防の徹底

防火対象物の関係者に対し、防火等に関する専門的な知識、技術の指導およびは施設に対する立入検査を行い、火災予防の強化徹底を図るものとする。なお、学校、

病院等の特殊建築物の対策は、本計画に定めるほか本章第2項第6節「建築物対策」の定めるところによるものとする。

- (1) 学校、病院、社会福祉施設、事業場、百貨店、興業場等多数の者が出入し、勤務または居住する防火対象物について防火管理の徹底を期するため、立入検査を強化し、これら対象物の防火管理者の有資格者を養成するため、防火管理者講習会を開催するとともに現任防火管理者の資質の向上のため防火管理者上級講習を開催する。
- (2) 危険物製造所等の立入検査を行い、その指導と取締りを強化する。

5 防火対象物の管理者に対する指導

市は、防火対象物の関係者に対し、次の指導等を行う。

- (1) 防火対象物および消防設備の耐震性の確保を指導する。
- (2) 消防法に規定する防火対象物について防火管理者を選任させ、地震対策を含めた消防計画の作成を指導する。消防法に規定のない事業所についても、消防計画に準じた計画作成を指導する。
- (3) 火気使用器具の使用法、転倒・落下防止、周囲の整理整頓を指導する。
- (4) 消防用設備の設置、整備点検とその使用法を指導する。
- (5) 防火対象物の予防査察を計画的に実施し、防火対象物の状況を把握するとともに火災発生危険の排除に努め、火災予防対策の万全な指導を行う。
- (6) 防火対象物の状況を把握し、地震時に火災発生のおそれのある物件等の発見に努め、関係者に対し万全を期するよう指導する。
- (7) 消防法の規定による建築同意制度を効果的に運用し、建築あるいは増築の段階での火災予防の徹底を図る。

6 住民に対する火災予防の徹底

火災の発生を防止し、あるいは災害時における被害の軽減を図るため、住民に対し、防火、防災に関する思想あるいは火災予防条例の普及徹底に当たるものとするが、最近の火災の状況をみると、住宅火災による死者は、建物火災による死者の約9割を占めており、特に65歳以上の高齢者が多いことに伴い、今後、高齢化社会が更に進むにつれて、火災による死者が急増していくことが懸念される。このため、住宅火災による死者の大幅な低減を図るべく、特に高齢者に係る防災対策を中心とした住宅の防火安全性を高めるため、住宅用火災警報器の設置や住宅防火診断等により、対策を総合的に推進するものとする。

なお、火災時に備えて初期消火体制を確立するため消火器、防火用水、水バケツ等を設置するよう指導する。

防火思想および火災予防条例の普及徹底の方法は、次によるものとする。

(1) 普及の時期

防火思想および火災予防条例の普及はあらゆる機会をとらえて行うが、特に「全国火災予防運動(春・秋年2回)」あるいは「文化財防火デー」の期間に重点を置いて市内広く強力に展開するものとする。

(2) 協力機関

消防協会、危険物安全協会、消防団等の関係団体と協力して行うものとする。

(3) 普及の媒体

防火思想の普及は、おおむね次の方法で行うものとする。

- ア 市広報紙による周知徹底
- イ ポスター、パンフレットによる啓発宣伝
- ウ テレビ、ラジオ、有線による周知徹底
- エ 市民安全情報ネットワーク
- オ インターネット等による啓発
- カ 広報車による巡回宣伝
- キ 防火教室、防火展示会等の開催による防火指導
- ク 消防関係行事への積極的参加

7 総消防体制の確立

防火思想の啓発浸透を図り、愛郷意識を基礎とした自衛消防体制の強化と工場、事業場等に対する自衛消防組織の確立を図るため、民間防火組織である女性防火クラブ、少年消防クラブ、自衛消防組織の結成を促進し、「総消防体制」を確立するとともに、次により火災予防思想の普及あるいは自衛消防活動の万全を図るものとする。

- (1) 学校防火訓練、女性防火教室等を開催し、少年消防クラブ、女性防火クラブ等を通じて防火思想の普及あるいは家庭防火知識の普及を図る。
- (2) 多数の従業員が勤務する工場、事業場等に自衛消防組織の結成を促進し、防火訓練その他について指導する。特に化学工場等危険性の高い工場、事業場等については化学消火設備の完備、予備化学消火剤の備蓄等に努めさせる。

8 初期消火体制の確立

市は、各家庭等で消火しきれない火災について、自主防災組織等で初期消火活動を行えるよう、次のとおり整備し指導する。

- (1) 街頭消火器・消火栓ボックスを設置するとともに、その使用方法を指導する。
- (2) 自主防災組織用の可搬式動力ポンプ、水槽等を整備するとともに、その使用方法および組織的消火活動を指導する。

9 消防計画の樹立

中津川市地域防災計画の定めるところにより「消防計画」を樹立し、その徹底を図るとともに、この計画に基づく訓練を実施しなければならない。

10 大規模火災対策

都市化の進展、建築物の高層化および多様化等により、大規模火災の発生およびこれに伴う多大なる人的、物的被害が生じることが予想される。このため、市は、消防力の強化とともに、火災予防のための指導の徹底に努める。

(1) 火災予防の徹底

ア 防火思想の普及

防火訓練、防火フェスティバルなどの活動を通じ、防火意識の高揚および消防本部防災学習センターを利用した防火知識、技術の向上を図る。また、幼年消防クラブ、少年消防クラブ、女性防火クラブを更に育成し、火災予防に関する知識を啓蒙するとともに、各事業所の防火管理者の指導を通じて予防対策を推進する。

イ 一般家庭に対する指導

区長会等各種団体を通じて、一般家庭に対し消火器具等の普及を図るとともに、器具等の取り扱い方を指導し、初期消火活動の重要性を認識させる。また、住宅防火診断を実施するとともに、出火防止および住宅用防災機器等の普及の推進を図る。

ウ 防火対象物の防火体制の推進

消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、その者が作成した消防計画に基づき、消火、避難等の訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用または取り扱いに関する指導を行うとともに、防火対象物について消防法の規定に基づく消防用設備等の完全設置を行い、当該対象物における防火体制の推進を図る。

エ 予防査察の強化指導

消防法に規定する予防査察を強化し、常に当該区域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を行う。

(2) 消防力の整備強化

ア 消防組織の整備強化

市内には、常備消防として消防本部のほか、3消防署及び3分署が設置され、また非常備消防として消防団が、各地域を基本として8団に分けて設置されている。各種災害に対応するため「消防力の整備指針」（平成17年消防庁告示第9号）に適合するよう、消防組織の拡充強化に努めるとともに、広域消防体制の整備を図る。

【参照】資料編 4 - 3 消防車両及び救助用資機材保有状況

イ 消防施設等の整備強化

「消防力の整備指針」および「消防水利の基準」（昭和39年消防庁告示第7号）に適合するよう年次計画をたてて、未整備地域への防火水槽の配備、老朽防火水槽の改修を推進するとともに、消防施設、消防機器、火災通報施設等の整備に努め、消防施設等の強化を図る。また、河川、用水、ため池やプール等を有効な消防水利として最大限活用するため、消防ポンプ自動車の取水接岸のための施設整備等を推進し、自然水利と人口水利の適切な組み合わせによる消防水利の多様化を推進する。

【参照】資料編 4 - 4 消防水利の現況

ウ 科学消防力の強化

大規模工場等の火災に対しては消防機械の科学化等を行って対処する必要がある。このため、化学車・救助工作車等の整備充実を図る。

【参照】資料編 4 - 5 科学消防薬剤保有状況

エ 消防団の機能の強化

災害時の消防団の任務としては、市民に対する出火防止の広報、地震災害に関する広報、初期消火、救急・救助、常備消防隊に協力しての火災の防ぎよ、避難勧告・指示の伝達および誘導、情報の収集・伝達等がある。市は、消防団による初期救出活動が速やかに行えるよう、消防団への救助資機材を配備するとともに、

被害状況を迅速かつ的確に把握するため、消防団員のうち部長以上のものに市消防無線（移動系）を配備し、災害時の消防団の機能強化を図る。

【参照】資料編 4 - 3 消防車両及び救助用資機材保有状況

【参照】資料編 8 - 2 中津川市防災行政無線設備

オ 消防相互応援

災害が発生した場合の消防活動、応急措置または災害復旧について、自ら実施することが困難な場合に、隣接市町村に応援を要請し、または応援の要請に応ずるため、消防組織法（昭和22年法律第226号）に基づき、消防相互応援協定の締結を推進し、応急対策の円滑化を図る。

【参照】資料編 16 災害関連協定関係

11 林野火災対策

本市の山林原野は、市全域のおよそ8割を占め、交通、水利ともに不便な広い地域で火災の発生した場合には、大きな被害の生ずるおそれがある。林野火災の発生を未然に防止するため、予防思想の普及、啓蒙、林野巡視の強化および予防施設の整備を図り、健全な森林の育成を図る。

（1）林野火災予防思想の普及、啓蒙

林野火災の発生を未然に防止するため、火災予防思想の普及啓蒙に努める。特に林野火災の危険性の高い地域には、注意心を喚起する標識等の設置により市民の注意を喚起するとともに、喫煙所、吸い殻入れ等を設置する。また、林野火災の多発する時期には、横断幕、立看板、広報、ポスター等を利用して、市民に対し強く防火思想の普及啓蒙を行う。

（2）林野パトロール

林野火災の多発時期には、パトロールを強化するとともに、指導啓蒙を行う。

（3）森林施業計画等による予防施設の整備

森林施業計画を樹立するにあたっては、地域の実態に即した防火線、防火樹帯、防火道、防火用水等の防火施設の整備を加味した施業方法を取り入れ、被害の防止を図る。

（4）林道網の整備

林野火災の初期消火作業が十分発揮でき、防火線としての役割も加味した林道網の整備を図る。

（5）予防機材等の整備

林野火災の発生の危険性が高い地域には、予防機材、初期消火機材等の配備を図る。

（6）林野所有（管理）者に対する指導

市は、林野所有（管理）者に対し、防火線の設置、森林の整備、火災多発期における巡視等林野火災防止に努めるよう指導する。また、火入れに際しては、森林法（昭和26年法律第249号）および中津川市火入れ条例（昭和60年条例第3号）に基づいて実施し、消防機関および隣地所有者との連絡を十分にとり、安全を期するよう指導する。

12 地震火災対策

(1) 消防力の強化

市は、消防力の整備指針に適合するよう消防組織の充実強化および消防施設の整備増強を図ることはもとより、地震が発生した場合の道路交通の障害、同時多発災害の発生等に対応できる消防力の整備に努める。

ア 消防施設の整備拡充と消防職員、消防団員の確保に努めるとともに、防災拠点となる消防庁舎の耐震化に努める。

イ 必要に応じ次の資機材等の整備に努める。

(ア) 消防団、自主防災組織等への小型動力ポンプ、救助用資機材等の整備

(イ) 生埋め者の発見救出等のための資機材の整備

(ウ) 輻輳する情報を迅速に収集、伝達できる通信体制の整備

ウ 救出活動を阻害する瓦礫、土砂、コンクリート等の除去のため、大型建設機械の要請について、関係団体との協力体制を確保しておく。

エ 同時多発災害時には市の消防力だけでは対応できないので、市民による自主防災組織等の育成強化に努める。

(ア) 自主防災組織の設置および防災資機材の配備

(イ) 消防職員、消防団員OBを活用した「地域防災活動協力員」等、指導者の育成

(ウ) 自主防災意識の普及および初期消火、応急救護、防災資機材の取扱訓練の実施

(2) 消防水利等の確保

市は、消防水利の基準に適合するよう消防水利の適正配置と同時多発火災、消火栓使用不能事態等に備え水利の多様化を図る。

ア 防火水槽および耐震性貯水槽の整備を図る。

イ 緊急水利として利用できる河川、池、プール等を把握しておき、水利の多様化を図る。

ウ 長時間放水時の水を確保するため、必要に応じ水を輸送できる民間車両(例えば散水車、ミキサー車等)の利用について関係団体と協議しておく。

13 危険物火災等の防止

危険物製造所、貯蔵所等は、初期消火に失敗すると大災害に発展すると考えられるので、これらの施設における消火設備の充実、科学消火剤の確保、消防職員の立入検査の強化を図る。

第3節 雪害対策

本市の積雪は比較的少なく神坂、川上（かおれ）、阿木、加子母、付知、川上地区の一部を除いて、直接的な雪害の危険はほとんど見受けられない。しかし、異常気象による大雪の可能性もあることから、雪害に対する道路その他公共的施設の整備および除雪用機械の整備は本計画によるものとする。

1 施設整備方針

雪害予防施設の各事業別の施設整備等の方針は、次のとおりである。

(1) 道路施設等の整備

道路雪害予防のための道路施設の整備および道路除雪のための除雪用機械の整備は次によるものとする。

ア 凍雪害防止事業

積雪寒冷地域内における道路について、凍結または融雪のための交通荷重により路盤が破壊されることを防ぐため、次の基準（以下「採択基準」という。）に適合する道路について路盤の改良を行うものとする。

イ 防雪事業

積雪地域内における道路について、雪崩の発生により危険を生じ、もしくは自動車交通が不能となる箇所または地形もしくは風向上防雪効果の著しい箇所で、採択基準に準じる箇所について防雪柵、スノーシェッド、雪崩防止柵等を設定する。

ウ 除雪用機械の整備

道路除雪に必要な機材の整備は、協同組合中津川建設協会及び恵北建設業協同組合に委託する。

(2) 雪崩防止施設の整備等

雪崩危険箇所等で、雪崩の発生するおそれのある地域での人家、公共施設等の保全を図るため、雪崩防止対策として必要な施設の整備を図り、雪崩等の災害防止に努めるものとする。

(3) 学校施設の整備

山間地帯における校舎および屋内運動場の保全と、冬期間の通学と運動場の確保、整備を図るものとする。

第4節 火薬、ガス、危険物等対策

火薬、高圧ガス、危険物、毒物劇物放射性物質等の保安のための施設の検査、取扱者の教育、指導等は、本計画の定めるところによるものとする。

- 1 立入検査等の実施
- 2 火薬類保安計画
- 3 高圧ガス保安計画
- 4 危険物保安計画
- 5 毒物劇物保安計画
- 6 放射性物質保安計画
- 7 ガス、危険物の特性等
- 8 保安啓蒙活動

1 立入検査等

市は消防法に基づき、平常時から危険物施設への立入検査を実施し、その調査指導を行い、また保安管理の適正を期するため、危険物施設の所有者、管理者等に対し、定期点検を実施させるものとする。

2 火薬類保安計画

火薬類の爆発等による災害を防止し、あるいは災害時における火薬類の保安を確保するため、次により危険時の措置、検査、指導の徹底を期するものとする。

(1) 危険時の通報

火薬庫が近隣の火災、その他の事情により危険な状態となり、または火薬類の流失のおそれ等危険な状態を発見した者は直ちに消防署および関係防災機関または警察官に連絡するものとする。

(2) 危険時の通報

災害の発生防止のため、緊急の必要があるときは、火薬庫の使用を停止し、または火薬類の取扱いを制限し、もしくは変更を命ずるものとする。

(3) 立入保安検査

火薬類取締法に基づき、火薬類販売業者、火薬庫および火薬類使用場所あるいは煙火製造所等（以下「事業者」という。）の立入検査および施設の保安検査を実施し、保安管理の適正を期するものとする。

(4) 教養指導

火薬類取扱責任者等に対して火薬類取締法遵守の徹底ならびに保安管理技術の向上を図るため、次の保安教育等を実施し、法令の徹底と、保安管理の適正を期するものとする。

- ア 保安責任者および従業者保安教育講習会
- イ 発破技術講習会

ウ 建びょう銃用空包保安講習会

エ 使用現場の巡回指導

(5) 災害安全運動

毎年6月中旬の1週間を「火薬類危害予防週間」とし、事業場に保安啓発用のパンフレットあるいは危害予防用ポスターを印刷、配布し、その啓発を図るものとする。また、各事業者は、週間行事として従事者に対して保安教育に努めるものとする。

(6) 訓練等

各事業者は、火薬類爆発時の処置あるいは災害時の安全確保のため、それぞれの状況に応じた計画を樹立し、これに基づき連絡、通報、応急措置等必要な訓練を実施するものとする。

【参照】資料編 3 - 6 火薬類取扱事業所

3 高圧ガス保安計画

高圧ガスによる災害の防止あるいは災害時における高圧ガスの保安を確保するため、次により危険時の措置、検査、指導等の徹底を期するものとする。

(1) 危険時の通報

高圧ガスの製造所、販売所、貯蔵所等の施設（以下「高圧ガス施設」という。）または、高圧ガス充てん容器からのガス漏れ等危険な状態を発見した者は、直ちに消防署および関係の防災機関または警察官に連絡するものとする。

(2) 緊急措置

市および消防本部ならびに災害対策本部は、災害の発生防止のため緊急の必要があると認めたときは高圧ガス施設の使用を停止し、かつその高圧ガスの取扱いを制限し、または変更を命ずるものとする。

(3) 立入保安検査

市消防本部は、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保および取引の適正化に関する法律に基づき、高圧ガスの施設の立入検査および製造施設の保安検査を実施し、保安管理の適正を期するものとする。

(4) 教養、指導

市および高圧ガス関係民間団体は、高圧ガスの製造業者、販売業者、消費者のそれぞれに対して、次の保安教育を実施し、法令の徹底と保安管理技術の向上等に努めるものとする。

ア 高圧ガス製造保安係員再教育講習会

イ 液化石油ガス業務主任者再教育講習会

ウ 液化石油ガス消費者災害防止保安講習会

エ 消費者設備、配管技術講習会

オ 消費者設備の点検指導

カ LPガス消費者相談所

(5) 災害保全運動

毎年10月下旬の1週間を「高圧ガス保安活動促進週間」とし、保安活動促進用ポスター、標語を、また毎年10月を「LPガス消費者保安月間」として「LPガスの

安全な使い方」を印刷して関係者に配布するとともに広報紙およびインターネット等によりその啓発を図るものとする。また、各事業者は、週間および月間行事として従業員の保安教育に努めるものとする。

(6) 訓練等

各事業者は、高圧ガスによる危害発生時の適切な処置と災害時における高圧ガスの保安確保のため、それぞれの状況に応じた計画を樹立し、これに基づき連絡通報、応急措置等必要な訓練を実施するものとする。

(7) 移動に係る地域防災組織の活動

地域内の高圧ガスの移動に係る災害の発生または拡大の防止を目的とした、岐阜県高圧ガス地域防災協議会の整備充実を努めるものとし、災害防止訓練の実施に努めるものとする。

(8) ガス爆発防止対策連絡協議会の設置

ガス事業者、電力会社、消防機関および警察等関係機関で市内にガス爆発防止対策連絡協議会を設置し、高圧ガスによる爆発事故の防止あるいは緊急時の通報体制、初期出勤体制及び避難誘導體制等の整備を図り、保安の確立を推進する。

【参照】資料編 3 - 5 液化石油および一般高圧ガス事業所

4 危険物保安計画

危険物による災害の防止あるいは災害時における危険物の保安を確保するため、次により検査、指導等の徹底を期するものとする。

(1) 危険時の通報

危険物施設において危険物の流出、火災、その他の事故が発生したときは、災害を防止するため応急の措置を講ずるとともに直ちにその旨を市（消防署）および警察署に通報するものとする。

(2) 規制、立入検査等

危険物製造所等の設置、変更等に関しては、法に定める技術上の基準に基づいて適正に実施するとともに、これらの製造所等については、必要の都度、立入検査を実施し、技術上の基準に適合するよう指導を行うものとする。

(3) 輸送対策（移送を含む）

危険物の運搬等については、容器、積載の方法等についての基準の厳守を指導強化するとともに、交通事故による車両火災の予防等について指導するものとする。

(4) 教養、訓練等

ア 市は、危険物取扱者を対象として、危険物の取扱い作業の保安に関する講習を実施し、災害の防止を図るものとする。

イ 各事業所においては、毎年6月の第2週の日曜日から土曜日までの1週間を全国的に展開される「危険物安全週間」と位置づけ、また、毎月8日を「危険物安全の日」と定め、危険物施設の安全の確保を図るため従業員に対する安全教育ならびに防火訓練を実施するものとする。

(5) 自主保安体制の強化

危険物施設の増大、大規模化に伴い自主保安体制の強化を図るため、各事業所は、次の事項を実施するものとする。

【参照】資料編 3 - 4 基見物施設を有する主な事業所

- ア 危険物施設の整理、清掃
- イ 危険物施設の点検、整備
- ウ 危険物施設の事故に備え、消火剤および土のう、油処理剤等の備蓄強化

5 毒物劇物保安計画

毒物劇物による災害の防止あるいは災害時の保安を確保するため、次により危険時の措置、検査、指導等の徹底を期するものとする。

【参照】資料編 17 - 2 毒物劇物危害防止規定（準則）

(1) 危険時の通報

毒物劇物が各種災害等により飛散、流出その他危険な状態となっていることを発見した者は、直ちに保健所、警察署または市（消防署）に通報するものとする。

(2) 立入検査等

市は、毒物および劇物取締法の規定により登録または届出を行っている者（以下「毒物劇物営業者等」という。）に対し、事故を未然に防止するため必要に応じて毒物劇物を取扱う場所の立入検査を実施すること等により保安管理の適正を期するよう指導するものとする。

(3) 輸送対策（移送を含む）

市は毒物劇物営業者に対し、毒物劇物の運搬等に係る容器、積載の方法等の基準の厳守および車両火災の予防等について指導するものとする。

(4) 教養、指導等

市は毒物劇物営業者等を対象に毒物劇物の取扱い等に関する講習を実施するとともに、毒物劇物営業者等以外の者で毒物劇物を業務上取扱う者に対しても保安指導に努め危害の防止を図るものとする。

(5) 自主保安体制の強化

- ア 毒物劇物営業者等は、部門責任者（保管、販売、保安）を置き、管理部門を明確にして危害の防止に当たらせるものとする。
- イ 部門責任者は相互に連携を密にして業務の円滑な推進に努めるものとする。
- ウ 毒物劇物営業者等は取扱い施設等の安全確保を図るための従業員に対する安全教育を実施するものとする。

6 放射性物質保安計画

放射性物質による放射線障害の防止および公共の安全確保については、国の省庁が所掌し、国の管理と事業所の責任において行われているが、ここでは、県および市が地震、火災等による放射性物質の漏えい等による事故の発生を未然に防止するための予防対策を定める。

(1) 取扱事業所等の把握

県および市は、放射性同位元素使用施設の把握に努める。

(2) 防護資機材の整備

消防署は、放射性同位元素使用施設における防災活動等に備えるため、放射性物質に対する防護資機材の拡充強化に努めるものとする。

(3) 協力体制の確立

関係機関は、防災活動に関する協力態勢を確立するものとする。

【参照】資料編 3 - 3 放射性物質関係施設一覧

7 ガス、危険物の特性等

一般家庭、事業場等が高圧ガスまたは危険物を使用する場合において、使用形態上における災害防止が十分でなく、特殊性（可燃性、爆発性）により大災害（人身事故、火災等）になるおそれ大きい。

8 保安啓蒙活動

市は、次の指導等に努める。

- (1) 消防法に基づき予防規程の作成が義務付けられている危険物施設に対し、地震対策を含めた予防規程の作成指導
- (2) 火災予防条例の適用を受ける指定数量未満の危険物の貯蔵、取扱いを行っている学校、薬局等について、火災予防上の立入検査等の実施、危険物の貯蔵、取扱い方法の指導、自主的定期点検等による自主保安体制の強化の指導
- (3) 石油ストーブ、ボイラーを使用している事務所、一般家庭等について、灯油の適正な保管および取扱い方法の指導啓発
- (4) 危険物流出防止資機材の整備および整備・配備状況の把握

第5節 湯水対策

飲料水の枯渇または災害により断水等のおそれのある（水道施設および井戸。以下「施設」という。）等に対する予防対策は、本計画の定めるところによるものとするが、各施設の管理者等は、飲料水の確保を図るため、生活用水の需給計画を策定するとともに施設の改善整備に努めるものとする。

なお、災害等による飲料水の供給は、「風水害等対策編第1章第6項第4節給水計画」、地震対策編第3章第4項第6節「飲料水、電気、ガス、通信、放送関係」の定めるところによるものとする。

- 1 現状の把握と施設対策の実施
- 2 水道等の普及
- 3 湯水期の広報と給水
- 4 給水資機材の確保
- 5 水道施設の強化
- 6 飲料水の緊急給水
- 7 自衛隊の災害派遣による給水

1 現状の把握と施設対策

飲料水の利用と施設の状況を把握し、緊急時における飲食用水や給水拠点の設定

等飲料水の給水計画を策定するとともに、常に安定した水源を確保し、住民の日常生活を混乱させることのないよう、その対策に努めるものとする。

2 水道等の普及

市は、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するため、水道事業の整備と普及に努めるものとする。

3 渇水期の広報と給水

水源が長期にわたり枯渇し、飲料水等を得ることができない場合における広報および給水は、次によるものとする。

(1) 広 報

広報活動は、次のいずれかにより実施するものとする。

ア テレビ、ラジオ、新聞等の利用

イ 中津川市民安全情報ネットワーク、広報車、防災行政無線、市ホームページ、有線放送、チラシ、広報誌、横断幕等の活用

ウ 住民、大口利用者等に節水協力の要請

(2) 給 水

あらかじめ策定した給水計画および渇水対策マニュアルにより給水制限（第1次から第6次節水）を実施するものとする。

なお、今後取り組んでいかなければならない事として以下の事項を課題とする。

ア 消防水利を有しない区域についての防火水槽の整備

イ 防火水槽の整備が困難な地域については飲料水兼用耐震性貯水槽の整備

ウ 多様な水源（井戸等）の確保

4 給水資機材の確保等

施設の設置者等は、緊急時における飲料水の供給が不能となった場合の応急用資器材として、給水計画に基づく給水に必要な給水車、給水タンク（とう載用）、ポリ容器、可搬式ろ過器、非常用電源、非常用ポンプ等の確保または備蓄に努めるものとする。

5 水道施設の強化

水道施設の耐震強化および緊急遮断弁の設置、主要水道施設の予備電源設備の確保、無停電電源装置の整備、指定避難所の応急給水栓（県営水道直結方式を考慮）等、緊急時における飲料水の供給が可能となるよう強化、整備に努めるものとする。

6 飲料水の緊急給水等

緊急時における飲料水の確保が当該施設の範囲で困難な場合は、他の施設の設置者等に対し応援を求めるものとし、水道事業にあっては、岐阜県水道災害相互応援協定および日本水道協会中部地方支部災害時相互応援協定に基づき他の市町村等に対し応援を要請するものとする。

また、緊急給水の実施に際し、水源を河川に求める場合には、木曾川水系緊急水利調整協議会（担当窓口：河川課）と緊密な連絡をとり実施するものとする。

なお、木曾川水系以外の水系についても、木曾川水系に準じて実施するものとする。

7 自衛隊の災害派遣による給水

渇水または災害等により飲料水の供給が不能となった場合に他の施設からの応援によっても、なお飲料水の確保ができないときは、風水害等対策編第1章第3項「自衛隊派遣要請計画」に基づき自衛隊の災害派遣を知事に要請するものとする。

第6節 観光対策

本市においては、宿泊施設をはじめ、運動施設等（以下この節において「観光施設」という。）が多数存在している。

市は、利用者の安全を図るため、各観光施設の経営者または管理者（以下「管理者」という。）に対して、次の対策を講じるよう指導するものとする。

- 1 責任体制の整備
- 2 気象予警報等の把握と避難
- 3 連絡体制の整備
- 4 未整備施設の整備

1 責任体制の整備

管理者は、各施設ごとに防災責任者を定め、平常時から危険箇所の点検を行うとともに、各観光施設管理者や救助その他の連絡体制を整備しておくものとする。

また、可能な限り滞留旅客の把握およびその情報の確保に努め、災害発生時に備えるものとする。

2 気象予警報等の把握と避難

管理者は、テレビ、ラジオ等の放送や、市民安全情報ネットワークやホームページ等で災害に関する気象の把握に努め、観光施設の利用者に周知徹底を図るとともに、市および消防、警察機関と緊密な連携のもとに、緊急時における避難誘導方法等を定め、さらに「避難の心得」、「避難順路」等を標示して、利用者の早期避難に努めるものとする。

3 連絡体制

管理者は、観光施設に危険が予想されるときは、市との連絡体制を整えとともに、市長が適切な避難の勧告もしくは指示が行えるようにしておくものとする。

また、市が気象予警報等の情報を覚知したときは、できるだけその情報を管理者に伝達するように努めるものとする。

4 未整備施設の整備

自然公園の避難小屋等の未整備な箇所については、市営のものについては、市で整備を行い民営のものについては、指導を行う。また、キャンプ場施設や建物で老朽化しているものの改築等も検討していく。

各観光施設において、避難経路や避難場所を明示した案内板の設置も推進していくものとする。

第7節 ライフライン対策

電気、ガス、上下水道等のライフラインは、ほとんどの市民がその依存により生活している。災害時においてその供給が寸断されると、二次災害の発生、応急対策の遅延等極めて広範囲に影響を及ぼすことが懸念されるため、施設の耐震性の確保に努めるとともに、応急バックアップ体制、広域応援体制あるいは広報の伝達体制の確保を図る。

- 1 水道施設の整備
- 2 下水道施設の整備
- 3 電気施設の整備
- 4 鉄道等輸送施設の整備
- 5 電話（通信）施設の整備
- 6 ガス事業者の対策
- 7 ライフラインの代替機能の確保

1 水道施設

水道水の安定供給と二次災害防止のため、水道施設の整備等に努める。

(1) 水道水源の多元化

災害時の水道水の安定供給を図るため、水源の多元化を推進する。

(2) 水道施設の整備

- ア 取水、浄水、配水施設等の耐震性の強化
- イ 緊急時給水拠点としての配水池・調整池の整備推進
- ウ 導・送・配水管路の耐震性の強化
- エ 配水系統の相互連絡
- オ 水道施設用電力の停電に配慮した受電方式の採用および受電設備の整備

(3) 応援体制の整備

ア 広域的相互応援体制

「岐阜県水道災害相互応援協定」並びに日本水道協会中部支社「災害時相互応援に関する協定」に基づく応援、受入れ体制の整備に努める。

イ 中津川市管工事協同組合との応援協定

災害復旧資機材等の優先調達契約の締結を推進する。

2 下水道施設

下水道施設の計画、設計、施工および維持管理にあたっては、立地条件に応じた、地震対策に努める。

- (1) 施設点検の定期的実施による危険箇所の把握
 - (2) 施設設備の耐震・液状化対策
 - ア ポンプ場および処理場内の重要施設について耐震性の強化および液状化対策
 - イ その他の施設については、施設の複数化、予備の確保による機能確保を図り、また、補修の容易な構造、復旧対策に重点を置いて整備
 - ウ 停電および断水に対して速やかに対応できる設備の整備
 - エ ポンプ場および処理場内での各種薬品類、重油およびガス等の燃料用設備の設置にあたっては、地震による漏洩^{ろうえい}、その他の二次災害が発生しないよう整備する。
 - (3) 施設が損傷した場合の、最低限の処理機能が確保される施設の弾力的運用
 - (4) 処理場施設が損傷した場合の、代替機能の確保のためのネットワーク化
 - (5) 下水道情報のバックアップシステムの確立
 - (6) 他都市の下水道管理者および関係機関との支援方法、資機材の確保体制の確立
- ### 3 電気施設
- 市民生活に不可欠な電気施設の安定供給あるいは災害時の応急対策のため、供給の停止または復旧情報の伝達体制を確立する。
- ### 4 鉄道等輸送施設
- (1) 鉄道
 - 旅客の安全と円滑な物資の輸送手段を確保するため、輸送施設の停止または復旧情報の伝達体制を確立する。
 - (2) バス・トラック
 - トラック協会等と応援協定等の締結を図り、輸送手段の確保を図る。
- ### 5 電話（通信）施設
- 地震災害時の通信の断絶または輻輳^{ふくそう}等を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の混乱を防止するための予防対策を実施する。
- ### 6 ガス（LPガス事業者）
- 災害発生時における災害防止のため、次の対策を実施する。
- (1) LP供給設備の安全性の強化
 - ア 機器の転倒防止用鎖の点検を充実させるとともに、点検の結果、劣化したものについては、交換を速やかに行う。
 - イ 安全性機器の設置を促進する。
 - (2) 緊急措置体制の整備
 - ア 各支部内における販売事業者相互の連絡網を整備し、応援体制を強化する。
 - イ 青年部による緊急動員体制を整備する。
 - (3) LPガス受給家への啓発活動の推進
 - 災害発生時における容器バルブの開閉等、二次災害の防止措置について啓発活動を行う。
- ### 7 ライフラインの代替機能の確保
- 市は、ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、代替機能の確保に努める。
- (1) 避難所その他公共施設での井戸の確保
 - (2) 飲料水の貯留が可能な耐震性貯水槽の設置

- (3) 避難所その他公共施設への自家発電装置の設置
- (4) 避難所へのプロパンガスおよびその設備の備え付け
- (5) 仮設トイレ、バキュームカーの配備（業者の協定）
- (6) 各種通信体制の活用...アマチュア無線、タクシー無線、インターネット等

第 10 項 危険箇所の予防対策

市内の河川氾濫、山崩れ、がけ崩れ、老朽ため池などの災害が予想される箇所にたいして、事前に対策を講じるものとする。

- 1 災害危険地の予察
- 2 山地等崩壊防止対策の実施
- 3 土砂流出防止対策の実施
- 4 老朽ため池対策の実施
- 5 積雪期における道路交通対策の実施
- 6 災害危険地域の家屋移転対策の促進

1 災害危険地予察

市は県や自衛隊等の協力を得て、毎年管内の山崩れ、がけ崩れ、河川氾濫等災害が予想される箇所の予察を行い、また、県は防災ヘリコプターを利用して災害危険地の調査を行い、災害発生時における災害応急対策を具体的に検討し、その結果を市および県地域防災計画に反映するものとする。

2 山地等崩壊防止対策

降雨および融雪により山腹崩壊、土石流等の発生が予想される箇所については、第 2 項第 1 節「土砂災害防止対策」および同項第 9 節「林地防災対策」により改修等を行うものとする。また、市は、「林地崩壊防止事業」および「災害関連山地災害危険地区対策事業」を実施する場合には、円滑な実施を図るため積極的に県の指導、協力を受けるものとする。

3 土砂流出防止対策

土砂災害のおそれのある区域についての危険性の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等の対策を講じるため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」が平成 13 年 4 月 1 日から施行されたことを受け、土砂災害のおそれのある土、岩石等の採取および宅地造成等次の（1）から（3）に係る事業場において、異常気象等により土砂の流出、崩壊等災害の発生のおそれがあるときは、市は直ちに必要な措置命令、停止命令等を発し、災害を未然に防止するものとする。

（1）土採取規制条例施行の徹底

市内の土採取については、条例所定の届出を徹底させるとともに土砂の流出、林地崩壊等の防止措置を講じさせるものとする。

（2）岩石採取に伴う土砂流出防止

採石法に基づく岩石採取に伴い、がけ崩れ、土砂流出が予想される場合は、市は県と連携の上、必要に応じ岩石採取について、災害の防止措置を講じさせるものとする。

とする。

(3) 宅地造成工事の規制

宅地造成においては関係する法令を遵守するよう徹底するとともに、がけ崩れ、土砂流出が予想される場合は、市は、県と連携の上必要に応じ、区域を指定して宅地造成に関する工事について、災害の防止措置を講じさせるものとする。

4 老朽ため池対策

農業用ため池等の老朽化に伴う破堤漏水等により、災害の発生が予想される箇所を未然に防止するための整備改修計画は、第2項第8節「ため池防災計画」によるものとする。

5 積雪期における道路交通対策

積雪寒冷地域における交通を確保するため除雪、防雪、凍害防止を行うものとする。

6 災害危険地域の家屋移転対策等

防災のため災害の危険な地域での住宅移転等の事業は、次によるものとする。

(1) 防災のための集団移転促進事業

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づき、市が集団移転促進事業を実施する場合、県に事業が円滑に推進されるよう助言、指導その他の援助を要請するとともに、移転者に対しては資金の融通あつせん、職業紹介、職業訓練その他移転者の生活確保に必要な援助を行うよう努めるものとする。

(2) がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、出水等の危険が著しい地域で岐阜県建築基準条例第4条により指定された災害危険区域にある既存不適格住宅の移転を促進するため、市が移転者に対し借入金の利子相当額を補助する事業を行う場合、県は国費と合わせてその4分の3を補助するものとする。

(3) 地すべり関連住宅資金の融資

地すべり防止法により、自ら居住しまたは他人に貸付けるために地すべり関連住宅を移転しまたは建設しようとする者で、住宅金融公庫から資金を借り入れて実施しようとする世帯に対して、本資金を融資するものとする。

ア 貸付けを受けることのできる者

地すべり等防止法第24条第3項の規定により県知事の承認を得た関連事業計画に記載された住宅部分を有する家屋を移転し、または除去する際の当該家屋の所有者、賃借人または居住者で自ら居住しまたは他に貸すために関連事業計画公表の日から2年以内に地すべり関連住宅を移転または建設しようとするもの。

イ 貸付けを受けることのできる住宅

本資金は、次の条件に適合する住宅でなければならない。

- (ア) おおむね13㎡以上の住宅部分を有する家屋であること。
- (イ) 移転または建設後において建築基準法の構造規定に適合するものであること。
- (ウ) 木造等の住宅を建築する家屋は、原則として1戸建てであること。
- (エ) 各戸に居住室、便所および炊事場を設けること。

ウ 貸付けの条件

本資金のその他貸付条件は、「添付資料」に掲げるとおりである。

エ 借入手続その他

本資金の借入申込み手続および資金交付の方法については災害復興住宅資金同様に扱うものとする。

(4) 宅地防災工事資金の融資

宅地造成等規制法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 13 年 4 月 1 日から施行）および建築基準法に基づき、土砂の流出等による災害から宅地を守るため、工事を行うよう地方公共団体から勧告または命令を受けた者に対し、住宅金融公庫が資金を融資するものとする。

ア 貸付けを受けることのできる工事

(ア) のり面保護

(イ) 排水施設の設置

(ウ) 整地

(エ) 擁壁の設置

(オ) その他の措置

イ 貸付条件

本資金のその他貸付条件は、次に掲げるとおりである。

〔宅地防災工事資金〕

融資の相手方	宅地造成等規則法または急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による勧告または改善命令を受け、擁壁または排水施設の設置または改造その他の工事を行うもの
償還期間	15年以内
融資利率	年3.65%
融資限度額	宅地防災工事に要する費用の90%に相当する金額、かつ650万円以内

第11項 災害対策に係る調査研究

計画的な防災対策を推進するためには、災害要因の研究、被害想定を行い社会環境の変化に対応した防災体制の整備が必要となるので、次の各種の調査研究を実施し、その成果を積極的に防災対策に取り組み充実を図っていく。

- 1 風水害対策基礎調査
- 2 火災対策基礎調査
- 3 地震対策基礎調査

1 風水害対策基礎調査

風水害による災害を最少限度に防止する対策を樹立するため、市は県と協力し、次の事項等につき基礎的調査および研究を推進するものとする。

- (1) 市域における既往の風水害
- (2) 降水量と山腹等の崩壊災害
- (3) 降水量と土石流・がけ崩れ等の土砂災害
- (4) 降水量と河川災害
- (5) 浸水想定区域図の作成・公表

2 火災対策基礎調査

火災は、人為的災害の代名詞として災害の中核に位置しており、年々増加の傾向をたどっているばかりでなく、科学の進歩に伴って特殊火災の発生等消防活動のいかによっては、大災害をひき起す素因を多くもっている。

幸い市内においては、近年、災害救助法の適用を受けるような大火は発生していないが、消防対策の樹立を図るため、市、消防団やその他関係機関と相互協力して調査研究を推進するものとする。

3 地震対策基礎調査

市においては、各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域実情に即して的確に把握するための、防災アセスメント等を積極的に実施するものとする。また、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学校区単位、自主防災組織単位等）できめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進するものとする。

第 12 項 文教対策

災害発生時における幼児・児童・生徒および職員の安全を確保すると共に、教育機関の土地・建物および文化財の保護、管理体制の確立を図る

第 1 節 文教関係の予防計画

幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）および職員の生命、身体の安全を図り、学校（幼稚園、保育園を含む。以下同じ。）、その他の教育機関（以下「学校等」という。）の土地・建物、その他の工作物（以下「文教施設」という。）および設備を災害から防護するために必要な計画を策定し、その推進を図る。

- 1 防災上必要な組織の整備
- 2 防災教育の推進
- 3 避難その他の訓練
- 4 気象予警報等の把握・伝達
- 5 臨時休業時の対応
- 6 登下校（登降園）の安全確保
- 7 文教施設の不燃耐震化の促進
- 8 文教施設・設備等の点検および整備
- 9 危険物の災害予防

1 防災上必要な組織の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では災害に備えて職員等の任務の分担および相互の連携等について組織を整備しておく。

なお、児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先するものとする。

2 防災教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し関係職員に対して防災指導資料を作成配布し、あるいは講習会、研究会等を開催して防災に関する知識のかん養および技術の向上に努めるものとする。また、各学校においては、全職員の協力を得て、常に児童生徒への防災知識の普及に努めるとともに、児童生徒を通じてその地域における防災意識の普及徹底を図り、併せて災害の未然防止と災害時の応急対策についても十分周知させるものとする。なお、各学校は、次の事項に留意してその普及に努めるものとする。

- (1) 防災知識の普及は、正規な教育課程に位置づけて実施すること。特に学校行事等において実施される講話、避難訓練、消火訓練、水泳指導等の場合においては、事前の指導として防災知識の普及に努める。
- (2) 災害時には、児童生徒の生命尊重、安全退避を第一とし、火災、風水害、

雪害等それぞれの場合における生命の安全確保について万全を図るため、施設、設備の状況、気象条件、地形条件等を十分考慮して、それぞれの災害の場における適切な退避計画を樹立し、事前に児童生徒へ周知を図ること。この場合特に低学年の児童や、身体的障害のある児童生徒にはよく理解させ徹底しておくものとするが、特に盲・聾学校および身体に障害のある児童生徒のいる学校においては避難方法その他の救助について周到な計画をたて、その安全確保に努めること。

- (3) 学校災害の未然防止を図るため、火気取扱いの注意、危険薬品の管理、配電施設の安全、老朽危険箇所の補修等に細心の注意を用い、児童生徒に対しても火遊び等をしないよう指導すること。
- (4) 児童、生徒の通学路に沿う危険箇所については、学校は、事前に調査し、登下校の指導や災害予防の知識について理解させ徹底しておく。
- (5) 児童生徒が消火作業や搬出作業等の救援活動に従事する場合は、まず生命身体の安全を確保したうえで実施すること。この場合学校の施設、設備の状況や、作業活動の組織等について十分検討を加え、無理な活動を要求しないよう慎重を期すること。

3 避難その他の訓練

学校その他文教施設の管理者は、関係職員に対して職員自身の防災に対する心構えを確認し、災害時に適切な処置がとれるよう災害の状況を想定し、警報の伝達、児童生徒の避難、誘導等防災上必要な計画を樹立するとともに、訓練を実施するものとする。なお、訓練計画の樹立および訓練の実施にあたっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 計画および訓練は、学校種別、学校規模、施設設備の状況、児童生徒の発達段階等それぞれの実情に応じた具体的かつ適切なものとする。
- (2) 訓練は、学校行事等に位置づけて計画し、全職員の協力と、児童生徒の自主的活動と相まって十分な効果を収めるように努める。
- (3) 火災、風水害等それぞれの場合における計画を樹立し、訓練を実施する。なお、この場合それぞれの災害の特色や災害状況の相違等を検討し、形式的なものにならぬよう注意する。
- (4) 訓練は毎学期1回程度実施する。
- (5) 訓練の実施にあたっては、事前に施設設備の状況、器具、用具等について点検し、常に十分活用できるよう充足するとともに訓練による事故防止に努める。
- (6) 平素から災害時における組織活動の円滑を期するため、全職員および児童生徒等の活動組織を確立し、各自の任務を周知徹底しておく。
- (7) 計画の樹立および訓練の実施にあたっては、関係機関と事前に連絡を密にし、専門的な立場から助言、指導を受ける。
- (8) 訓練実施後は、十分な反省を加え、関係計画の修正整備を図る。

4 気象予警報等の把握・伝達

学校等における災害に関する注意報、警報および情報等の把握および伝達については、次により徹底を期し事故防止に努めるものとする。

- (1) 市立学校

市教育委員会および各施設管理者は、小・中学校等学校施設における災害対策実地のための気象状況に留意し、災害に関する注意報、警報、その他の情報の把握に努める。なお、気象情報等の伝達は、風水害等対策編第1章第5項第1節「警報・注意報・情報等の計画」に基づき、市教育委員会は、各学校長に対し伝達するものとする。

(2) 幼稚園および保育園

各園長は、市ホームページおよび市民安全情報ネットワークの活用とラジオ・テレビ等の放送に留意して、災害に関する気象の把握に努め、災害予防の適正を期するものとする。

(3) その他の教育機関

児童館、児童センターならびに学童保育所の管理者は、前項に準じて、行うものとする。

5 臨時休業

災害の発生が予想され臨時に授業を行わないこととする場合は、次によるものとする。

(1) 学校等

災害の発生が予想される場合の学校等の臨時休校(園)については、各学校長及び幼稚園長は、中津川市立小中学校管理規則(平成12年教委規則第2号)第4条第4項及び中津川市立幼稚園管理規則(昭和58年教委規則第1号)第5条第3項の規定に基づき、必要に応じて休校(園)等の措置をとるものとする。また、保育園長は、中津川市立幼稚園管理規則(昭和58年教委規則第1号)第5条第3項の規定に準じた措置をとるものとする。なお、その他の教育機関の臨時休業については、施設管理者が決定し徹底を期するものとする。

6 登下校(登降園)の安全確保

児童生徒等の登下校(登降園も含む。以下同じ。)途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、平素から児童生徒等および保護者への徹底を図る。

(1) 通学路の設定

ア 通学路については、中津川警察署、恵那土木事務所、市消防本部等関係機関および地元関係者と連携を図りつつ、学区内の様々な状況下の危険箇所を把握して点検を行う。

イ 平常の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定する。

ウ 異常気象時における通学路の状況の把握について、その情報収集の方法を確認しておく。

エ 児童生徒等の個々の通学路および誘導方法等について、常に保護者と連携をとり確認しておく。

オ 園児の登降園については原則として個人または小グループごとに保護者が付き添う。

(2) 登下校の安全指導

ア 異常気象時の児童生徒等の登下校について指導計画を綿密に確認する。

イ 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。

ウ 登下校時における危険を回避できるように、児童生徒等に対して具体的な注意事項をあげて指導する。

7 文教施設の不燃耐震化の促進

文教施設および設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、これらの建物の建築にあたっては、不燃耐震化を促進する。

8 文教施設・設備等の点検および整備

文教施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。災害時の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な数量を備蓄するとともに、定期的に点検を行い整備する。

9 危険物の災害予防

化学薬品およびその他の危険物を取り扱う学校等にあつては、それらの化学薬品等を関係法令にしたがい適切に取り扱うとともに、災害発生時においても安全を確保できるように適切な予防措置を講ずる。